

## 南北朝鮮における言語規範乖離の起点：頭音法則 廃棄政策における金寿卿論文の位置

著者	熊谷 明泰
雑誌名	関西大学人権問題研究室紀要
巻	41
ページ	1-57
発行年	2000-12-25
その他のタイトル	The Origin of the Divergence in Orthographic Norms between North and South Korea
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/2237">http://hdl.handle.net/10112/2237</a>

## 南北朝鮮における言語規範乖離の起点\*

—頭音法則廃棄政策における金寿卿論文の位置—

熊谷明泰

### I. はじめに

将来予想される南北朝鮮の国家統合は、長期間にわたる分断から生じた南北間言語異質化問題の解決を迫ることになる。このため、南北間の対話・交流の進展とともに政治・経済・軍事問題に続いて、言語問題も政策的課題として浮上し、今後、具体的対応策が講じられていくことになろう。<sup>1</sup>

近年の南北間交流拡大に伴う人的接触の増加は、韓国の人々が北朝鮮の言語に接しうる機会を豊かに提供しはじめた。今夏に至り、南北の首脳や離散家族が長時間にわたって対話する場面が、現場で語られる朝鮮語の音声とともにリアルタイムに終日テレビ放映された。画面に釘付けになった人々は、分断の悲しみがほとぼしり出る叫びにも似たことばに、とめどもなく共感の涙を流した。それは、北も南も同じ朝鮮語話者であるからこそ、互いにことばの襞を深く読み取ることができたからでもあった。ちなみに、朝鮮戦争時における混乱を主な原因として、南北に離散して暮らす人々の数は約1千万名といわれる。また、大韓赤十字社（韓国）の集計（2000年12月4日現在）によると、南側の離散者数だけで123万人（その家族を除く）にのぼる。（『統一日報』（東京）、2000年12月5日付記事）

かつて、韓国では特別な許可なくしては、北朝鮮の文献に接することが違法とされていた。このため、南北言語問題に関する公の論議の場は、南北間の軍事的緊張を口実にして軍事独裁体制を擁護しようとする、反共イデオログの占有物という様相を呈していた。そして、南北間の言語異質化をことさらに強調して人々の危機感を煽り、その責任をひたすら北朝鮮

側になすりつける類いのものであった。1980年代後半期までは、南北間の言語異質化が悲観的に論じられることによって、言語問題が北朝鮮に対する不信感を掻き立てる手段に利用される、そんな不幸な時代だった。

1987年を前後する韓国民主化の進展や、北方外交政策に伴う共産主義に関する情報統制の緩和を契機にして、北朝鮮研究も相当に自由化された。このころから、韓国では沈黙を守っていた朝鮮語研究者たちも研究に着手し始め、相次いで北朝鮮の言語に関する論著が出版されるようになる。特に、南北共同の朝鮮語辞典編纂などを目指し、統一的言語規範の確立を射程に入れた国立国語研究院（ソウル）における実証的研究は、注目される成果を次々と生み出してきた。

2000年6月から7月にかけて、南北首脳会談と南北離散家族の対面場面が長時間テレビ放映されたことを決定的な契機として、かつての体制御用的言説は完全に歴史的遺物と化した。いまや、南北間の言語異質性は、南北の人々の意思疎通をさして阻害するレベルには、未だ至っていないという厳然たる事実を、韓国の人々は実感として確認している。そして、かつての南北間言語「異質化」論議の虚構性を見破り、北朝鮮の民衆に対するいわれなき不信感を払拭する糸口を手繰り寄せたのである。

肉声が伝えられなかったが故に、その不気味さを増幅させざるを得なかった北朝鮮の最高指導者に対するイメージは、かの饒舌な姿を韓国の人々の眼前に現わすことによって激変し、信じがたいほどの評価の高まりを示した。北朝鮮を称揚することを思想犯罪として厳しく取り締まってきた南の地において、これは北朝鮮に対する歴史認識の自由化をも結果し得ない状況を生み出している。今日、南北の人々が朝鮮語で語り合うという何の変哲もない行為が、民族的同一性への確信と信頼感を高め、これが国家統合への希求と確信を改めて喚起させる結果をもたらしているのである。

一方、在日朝鮮人の言語社会では、朝鮮語を継承する上で、南北間の言語異質化問題よりも、むしろ世代交替にともなう朝鮮語生得話者の極端な減少が、最大の隘路となっている。

在日朝鮮人は南北二つの朝鮮語規範の影響下にあり、民族学校や民族団体の多くは、そのいずれかの言語規範に基づいて朝鮮語を継承している。そして、たとえば「李」という姓にしても、韓国式では「イ」と呼び、北朝鮮式では「リ」と呼ぶといった不一致を見せている。こうした状況が長年続いて来たにもかかわらず、自らが継承しようとする朝鮮語の統一的規範を、在日朝鮮人が独自に設定しようとする作業の必要性は認識されていない。こうして、今後日本で定住していくであろう在日朝鮮人たちは、お互い隣同士に暮らしながらも、各自の国家帰属意識によって異なる言語規範のもとで朝鮮語を継承するという、特殊とも言える様相を示している。そして、在日朝鮮人言語社会における南北問題は、本国の統一を待って解決されるものと認識されているようである。

南北二つの朝鮮語規範の混在が、在日朝鮮人の朝鮮語継承にさほど大きな隘路となり得ないわけは、朝鮮語規範の南北差が主要な関心事として浮上するほど、朝鮮語が質量ともに十分に継承されていないためである。むしろそれ以前のこととして、在日朝鮮人子女たちの大多数は民族学校に通わず、その多くが朝鮮語を全く継承し得ないでいることが深刻な問題としてある。更には、朝鮮語を習得しようとも思わない在日朝鮮人子女が多数存在するという状況にある。とはいえ、南北朝鮮における統一的言語規範の確立は朝鮮語習得への励みとなり、在日朝鮮人の朝鮮語継承にも積極的影響を及ぼすことだろう。

在日朝鮮人のこのような言語状況とは異なり、中国国家に帰属する中国朝鮮族にとっては、南北朝鮮の言語規範に対する政策的対応は、重要な関心事の一つとなっている。そして今日では、南北に共通的な規範的要素は無条件採用し、南北間で異なっても、よいと思われるものはたとえ南の規範に属するものであっても、みずからの朝鮮語規範にとり込むという政策をとっている。中国朝鮮族の『朝鮮語語彙規範集』（1989年）では、「学術用語規範に関する説明」の部分で、南北朝鮮で共通して用いられていることばは、できるだけそのまま受け入れて用い、南北朝鮮で異なっ

用いられていたり、わが国の特殊性を反映した学術用語は、わが国のことばの現実に立脚して適当に処理することにした」と、語彙規範化の方針説明がなされている。

中国朝鮮族が進めているこのような言語政策は、南北朝鮮における統一の言語規範を確立していく上で、よき前例として参考になるという議論が韓国において見られる。

本稿では、朝鮮語規範において南北間での乖離を生じさせた最初の政策転換である、北朝鮮における漢字語の頭音法則廃棄の問題を取り上げる。そして、頭音法則廃棄方針とその理論的根拠を最初に提示した金寿卿（キム スギョン）の論文「朝鮮語学会『ハングル綴字法統一案』の中で改正すべき幾つかの点—その1 漢字音表記における頭音 r および n について」（1947年6月）<sup>2</sup>（以下、「金寿卿論文」と称す）を翻訳して紹介する。この論文は北朝鮮労働党中央委員会機関紙『労働新聞』に掲載されたもので、北朝鮮の言語政策を跡付ける上で重要な意味を持つ。北朝鮮や中国朝鮮族の文献では金寿卿論文に対する言及がみられるが、筆者の知る限り、韓国や日本では全く取り上げられていない。

## II. 北朝鮮における頭音法則廃棄の経緯

南北間における朝鮮語の異質的要素は、音韻、形態、語彙、イントネーションなど、多様な側面において見出される。その中でも韓国人の間で、特に違和感をもって広く認識されてきた異質的要素が、北朝鮮における漢字語の頭音法則廃棄である。これは、南北間の言語問題が論じられるとき、決まったように取り上げられる、南北言語異質化の象徴的な事例としての位置を占めている。

ところで、一般的に頭音法則とは語頭に立ち得る（あるいは立ち得ない）音に関する法則性のことをいう。たとえば、日本語と同様に語頭に子音が連続して立ち得ないことなどがそれである。本稿の主題として取り上

げる頭音法則とは、朝鮮語の漢字語語頭に立ち得る音に関する法則性に限られる。

もともと朝鮮語では、漢字語の語頭音/ r /は、半母音/ j /を持つ二重母音 (/ ja /、/ jɔ /、/ je /、/ jo /、/ ju /) と単母音/ i /の前では脱落し、単母音/ a /、/ o /、/ u /、/ w /、/ ε /と二重母音/ we /の前では/ n /音化する。例えば、「歴史」は[ rjɔk - ʔsa ]ではなく[ jɔk - ʔsa ]、「李」は[ ri ]ではなく[ i ]、「労働」は[ ro - doŋ ]ではなく[ no - doŋ ]と発音される。

また、漢字語の語頭音/ n /は、半母音/ j /を持つ二重母音 (/ jɔ /、/ jo /、/ ju /) と単母音/ i /の前では脱落する。例えば、「女性」は[ njɔ - soŋ ]ではなく[ jɔ - soŋ ]と発音される。

そもそも、上記のような頭音法則は、朝鮮語の固有語（日本語語彙構成では「和語」に相当）においては歴史的に機能してきたものであり、外来的要素である漢字語は、この法則性のもとに形態が変化させられて朝鮮語の中に組みこまれるプロセスを経てきた。

朝鮮語規範は大韓帝国時代末期に国文研究所において研究されたことがあるが、その成果が結実するのを待つことなく、植民地として日本国家に併合された。植民地時代には、朝鮮総督府によって3度にわたって朝鮮語綴字法が制定されたが、<sup>3</sup>これとは別に1933年10月、朝鮮人の民間学術団体である朝鮮語学会によって『ハングル綴字法統一案』（以下、『統一案』と称す）が制定され、解放後しばらくのあいだ、南北朝鮮ともに『統一案』の改正版（1946年9月）を規範と見なしていた。この点において、金河秀氏（2000年、352頁）が言うような、「韓国では、1946年9月の「改正ハングル綴字法統一案」で、北朝鮮では、1948年1月の「朝鮮語新綴り法」で、それぞれの必要に応じて「規範の変化」をおこしはじめた」という見解は再考されなければならない。

韓国ではその後、数次にわたる『統一案』の改訂作業を経たあと、1988年1月に韓国文教部から公示された『ハングル綴字法』を規範として現在

に至っている。

一方、北朝鮮でも解放後しばらくは『統一案』の改正版に準拠していたが、<sup>4</sup> やがて『統一案』に対する大幅な見直しが行なわれ、その具体的内容は、まず金寿卿論文の形をとって現われた。その主要な見直し点は、形態主義表記法を貫徹させるために改革すべき側面にかかわるものだった。そして、これは北朝鮮で考えられていた「崩し横書き」(가로폴어쓰기)という大胆な文字改革を遂行するための準備段階にあたるものでもあった。<sup>5</sup>

「崩し横書き」とは、単音文字であるハングル字母を音節単位に組み合わせて綴る従来の綴字法をやめ、アルファベットのように横に並べて綴っていく綴字法である。このためには、言語において意味を有する最小単位たる形態を常に一定の表記に固定させることが、「崩し横書き」を効果的に実現させる上で必要なことであり、具体的には、次のような綴字法改革が検討された。

- ① 漢字語の頭音法則を廃棄して、その出現位置に関わりなく常に一定の形態に固定させて表記する。
- ② 間音表示(사이시옷)を基本的に廃棄し、「絶音符」<sup>6</sup>を採用する。
- ③ 従来、変則活用用言として扱われてきたものをすべて正則活用用言として表記するために、新たな字母(「新六字母」)を制定し、元来「存在してもいない」<sup>7</sup>変則活用を正則活用と処理して綴字する。そして、「崩し横書き」を行なっても同一の語は常にその形態が一定の形に保たれるようにする。<sup>8</sup>
- ④ 一般書写生活における漢字使用の全廃。<sup>9</sup>

文字改革の前提作業として行なわれた漢字語における頭音法則廃棄に関する理論的根拠の提示と、最初の政策的言明は、金寿卿論文においてなされた。金寿卿論文は、その「序言」で、「筆者たち」(原文の直訳)は『統一案』に内包される不十分な点に対して、かねてから独自の見解を有していたが、日帝の野蛮な文化政策の下において、民族陣営内部に無用の混乱を持ち込まないために沈黙を守ってきたと記し、更に、民主主義的民

族文化の自由な発展が完全に保障された今日、自分たちの主張を明らかにすると書き出している。これは、『統一案』を盲目的に墨守しようとする一部の人々に対する批判でもあった。

また、緊急の必要に応じるために、急いで筆を起したとも記しているが、その間の事情は北朝鮮臨時人民委員会決定第175号「朝鮮語文研究に関する決定書」（1947年2月3日）<sup>10</sup>の「7. 朝鮮語文研究会では、漢字、横書、<sup>11</sup> 綴字法に対する原案作成を1947年12月末日まで完了する責任を負わなければならない」という任務を意識してのことであったと思われる。この人民委員会決定によって、1947年2月3日に臨時人民委員会教育局長の指導・監督を受ける朝鮮語文研究会<sup>12</sup>が教育省内に発足させられて金日成大学<sup>13</sup>内に置かれたが、この人民委員会決定は上記の任務に加えて、朝鮮語文典(朝鮮語文法教科書として用い得る朝鮮語規範文法書)<sup>14</sup>を編纂することを命じたものだった。

金寿卿論文の執筆が急がれたその他の理由として、1946年秋から行なわれていた「文盲退治」運動に一刻も早く、この綴字法改革を反映させたかったことが考えられる。

「文盲退治」は漢字使用廃止政策（ハングル専用政策）と軌を一にして行なわれた。出版物における漢字使用廃止は1949年に至って完全実施されたが、言語生活における民族的主体性確立という理念に基づきつつも、解放後の低い識字レベルの実情も考慮に入れられたものだった。それは、言いかえれば「わが国人民を文字生活の負担から解放させ」、<sup>15</sup>「文字生活の大衆化」<sup>16</sup>を図るものであった。つまり、短期間では絶対に習得しきれない漢字の使用を完全に廃止し、40の字母（「新六字母」を加え、4個のW系二重母音字を除いた『朝鮮語新綴字法』では42。なお、韓国の言語規範では16個の複合文字を字母として認定しないため、字母数は24とされる）からなる朝鮮文字でのみ表記する朝鮮語書写体系を全社会的に確立することによってのみ、「文盲退治」を急ぐことが出来たのであった。この結果、朝鮮労働党の政策や金日成の教示を大衆のなかに広く浸透させるに



際して、もっぱら口頭言語に頼っていた教育宣伝の段階から、出版物を通じた教育宣伝を可能にする段階へと引き上げた。解放後北朝鮮が築いていた政治社会体制は、一元的なイデオロギーの教育啓蒙を通じて全ての民衆を動員することを不可欠としていたのであり、「文盲退治」運動はこうした政治社会的要求に基づくものだった。

しかしながら、労働党機関紙や、その他多くの出版物において漢字使用が完全に廃止された1949年初以後においてさえ、朝鮮語規範を作成しこれを広める任務を担うべき朝鮮語文研究会の編集による雑誌『朝鮮語研究』で漢字を大量に交えた文章が掲載され続けていたのは、この雑誌が漢字を読み書きできる知識層だけを読者対象としていたためであり、当時、朝鮮語文研究会構成員の本音が漢字使用廃止の即時全面実施ではなかったことを知ることができる。このことから、漢字使用廃止政策は、主に政治社会的要請に基づき、解放後に朝鮮文字のみによる識字能力を獲得することになる広範な大衆に配慮したものだと言える。

解放当時の正確な文盲率に関する統計資料は見当たらないが、北朝鮮だけでも文盲者約230万人という数字があげられている。<sup>17</sup> かつて1933年当時の文盲率が76.1%であったとする記述<sup>18</sup> も見られるほどで、1930年代後半期から強化された朝鮮での日本語常用政策は、朝鮮文字識字率の低下をさらに促進していったものと判断される。

解放後、朝鮮語をみずからの国家語として回復した朝鮮民族にとって、この問題の早期解決は急を要する政策的課題として浮上していた。まさに、広汎な人々が「文盲一掃運動」のもとで、文字生活を獲得しようとしていた当時の状況は、大胆な文字改革を図ろうとする金寿卿たちにとって、自分たちの改革案を広く浸透させる上で、一刻の猶予も許されないものだったに違いない。

この頃の状況を見ると、1946年11月に北朝鮮臨時人民委員会第3次拡大委員会で文盲問題が討議に付され、1947年12月1日から4ヶ月間にわたって「農村文盲退治運動」を展開することを指示した北朝鮮臨時人民委員会

決定第113号「冬期農村文盲退治運動に関する件」が採択されていた。<sup>19</sup> この「冬季農村文盲退治運動」は国家機関が責任を持って「冬期文盲退治班」を設置し、また、各級人民委員会と社会団体、文化団体、出版機関はこの運動で先鋒的役割を果たさなければならないとされていた。そして、満12歳以上50歳未満の男女文盲者はこれに義務的に参加させるという大規模な計画だった。<sup>20</sup> 金寿卿論文は、このような農村における大々的な文盲一掃運動の準備がなされている時期に出されたものだった。

漢字語における頭音法則の廃棄は、「朝鮮語新綴字法」（1948年1月15日）の発表<sup>21</sup> が決定的契機となって加速化していったと見られる。<sup>22</sup> 高永根（1994年：201～202頁）は北朝鮮の教科書類に限ってみれば、1949年から頭音法則の廃棄が実施されるようになったと指摘しているが、<sup>23</sup> これは出版物における漢字使用廃止の完遂時期と重なっている。新しい綴字法が普及させられる時期を見る上で、公教育で用いられる教科書の綴字法上の変化は重要な意味を持つゆえに、高永根の指摘は重要である。

当時、教科書の印刷普及は、その需要に追いつけない状態にあったためか、頭音法則が廃棄される前の時期に編纂された教科書も用いられていた。朝鮮語文研究会の研究誌『朝鮮語研究』（第1巻第4号、1949年7月、177頁）の「質問と解答」という読者欄に掲載された「子音“ㄴ/ㄹ、ㄷ/ㄹ”の取り扱いについて」という記事には、「今、出版物ではどの漢字音の頭音にも“ㄴ/ㄹ、ㄷ/ㄹ”が用いられており、教科書ではすべて転音されて（頭音法則が適用された形で——訳注）書かれているが、これをどのように指導すべきですか」という中学校教員からの質問が載せられ、これに対して、「教科書のを改めて教えることになっているはずです」と回答している。ここからも、1949年頃に出されていた「すべて」の出版物で、頭音法則を廃棄する『朝鮮語新綴字法』の規定が適用されることになっていたことが伺われる。ただし、1949年以後の「すべて」の出版物が現実にそうであったわけではないことは、前述した通りである。

一方、1948年5月に出版された北朝鮮民主青年同盟中央委員会機関誌

『青年生活』第1巻第4号<sup>24</sup>では、漢字語の頭音法則廃棄が完全実施されており、『朝鮮語新綴字法』が発表された1948年段階における頭音法則廃棄政策は、過渡期的流動性を示していた。

1948年以前でも、「労働」などのごく一部の語彙で、頭音法則が廃棄された表記が見られる。たとえば、北朝鮮労働党の正式名称は、結党当時（1946年8月28日北朝鮮労働党創立大会開催）から「労働党」の部分を로동당/ro-tonj-taŋ/と表記していた。このことも影響していたためか、さまざまな印刷物で「労働」だけは早くから頭音法則を廃棄して로동/ro-tonj/と表記されていた。これと軌を一にしたためか、北朝鮮労働党中央委員会機関誌『勤労者』創刊号<sup>25</sup>でも「労働者」、「八時間労働制」、「労働党」などの「労働」は、語頭のㄹ/r/を生かして表記している。また、北朝鮮職業総同盟機関紙『労働者新聞』（1947年4月20日付）でも「労働」は로동/ro-tonj/となっているが、その他の漢字語は頭音法則が働いた形で表記され、「連盟」は연맹/jon-menŋ/、「力量」は역량/jok-rjaŋ/のように綴られているものも多い。

さらに時代をさかのぼってみても、例えば北朝鮮労働党結党以前の時期にも、「労働」が로동/ro-tonj/と表記された例がよく見られる。<sup>26</sup> その一方、同時期の1947年7月に出版された『児童文学』第1輯<sup>27</sup>では、頭音法則が完全に適用された表記となっている。

上記のような事実からみると、金寿卿論文は、既に断片的に実施されていた頭音法則廃棄を全面実施することの正当性を主張するための理論的根拠を示し、早期の政策展開を促すものであったことは明らかである。そして、この金寿卿の主張は、1948年1月15日に発表された『朝鮮語新綴字法』に盛り込まれることとなった。8・15解放から『朝鮮語新綴字法』発表に至る時期を通じて、頭音法則が断片的にも廃棄されていった過程から判断するとき、金寿卿論文は頭音法則廃棄を全面的に遂行するための言語政策策定に、決定的な役割を果たすものだった。

本稿では詳細に論じないが、そもそも1948年発表の『朝鮮語新綴字法』

が言語政策遂行上、当時どれだけの社会的拘束力を有していたかについては、確たることが言えないように思われる。『朝鮮語新綴字法』に盛り込まれた新たな規定のうち、実施に移されたのは頭音法則廃棄だけで、絶音符、新六字母は一般には採用されていなかった。<sup>28</sup> 当時、朝鮮語文研究会で主導的な位置にあった金料奉（キム ドゥボン）をはじめとする人々の改革案をそのまま認めることを拒む勢力が『朝鮮語新綴字法』の全面的施行を妨げていたと思われるのである。このことから、『朝鮮語新綴字法』（1948年）は実際には文字改革を進めるための朝鮮語規範集作成の試案としての枠から抜け出せないでいたようである。<sup>29</sup> そして、「内閣決定第10号」（1948年10月2日）によって朝鮮語文研究会が教育省に移管された後、1950年に活字による冊子の形で朝鮮語文研究会から出版された『朝鮮語新綴字法』<sup>30</sup> でさえ、同様の疑念が残るのである。なぜなら、『朝鮮語新綴字法』規定のうち、漢字語の頭音法則廃棄政策は実施に移されたが、「新六字母」と絶音符は『朝鮮語文法』（朝鮮語文研究会、1949年）や当時、朝鮮語文研究会から発行されていた雑誌『朝鮮語研究』で試験的に用いられたに過ぎなかったからである。

その後、1954年に朝鮮民主主義人民共和国科学院言語文学研究所から出された『朝鮮語綴字法』で、絶音符の使用はサイピョ（사이표）と名称を変えて実施に移されたが、「新六字母」は『朝鮮語綴字法』の規定に盛り込まれなかった。1940年代後半期に金料奉を中心にして進められた形態主義を貫徹させるための『朝鮮語新綴字法』（1948年）は、究極的には「崩し横書き」の実現を目指すもので、従来の『ハングル綴字法統一案』（1933年）からの訣別をもたらす大胆な表記法改革を意図したものだ。しかし、その後制定された『朝鮮語綴字法』（1954年）は、『朝鮮語新綴字法』の流れの上に制定されたものとはせず、「『ハングル綴字法統一案』に若干の修正を加えた」ものとされた。これは、『ハングル綴字法統一案』の流れへと、再び政策的揺り戻しを行なうものだった。そして、後に「新六字母」は反動的学説として批判されたが、<sup>31</sup> ここには「新六字

母」の提唱者でもあった金料奉の政治的肅清劇が色濃く影を投げかけている。

『朝鮮語綴字法』（1954年）は『朝鮮語新綴字法』（1948年、1950年）を全く無視している。このことは、『朝鮮語綴字法』の「第3版に対する序文」（1956年8月1日）で、「最近の朝鮮語の音韻組織、文法構造、および語彙構成の上にあらわれた変化を考慮し、従来の『ハングル綴字法統一案』に若干の修正を加えた」と述べられていることから明らかである。そして、より注目に値することは、『朝鮮語綴字法』が『ハングル綴字法統一案』に「若干の修正」を加えて制定されたものであるという主張それ自体である。実は、韓国や日本の先行研究ではこの事実に対する認識が明確ではない。南北の朝鮮語規範における乖離が、北朝鮮での『朝鮮語新綴字法』の発表、あるいは『朝鮮語綴字法』の制定によって始まったとはいえ、朝鮮民族の意識の上では、南北ともに『ハングル綴字法統一案』を共通の出発点としていたのであった。

更に、『朝鮮語綴字法』の「第3版に対する序文」では、「現行朝鮮語綴字法に部分的な動揺が存在し、広範な社会層で朝鮮語綴字法の統一に対する要望が切実である」ゆえに、「1954年初に「朝鮮語綴字法規定作成委員会」を科学院言語文学研究所（当時の朝鮮語・朝鮮文学研究所）内に組織し、この委員会に現行朝鮮語綴字法の規準となる『朝鮮語綴字法』草案を作成させた」と述べているが、ここで言う「部分的な動揺」とは、『朝鮮語新綴字法』施行をめぐる対立を指しており、「朝鮮語綴字法の統一に対する要望」とは、『朝鮮語新綴字法』を反故にすることを意味していたものと思われる。ただし、「横崩し書き」については、「朝鮮人民の文字生活をより一層発展させるためには、将来必ず朝鮮文字の改革（崩して横に書くこと）が実現されなければならない……」と言及している。

ちなみに、「横崩し書き」実施計画は金日成が「言語学者たちと行なった談話」である「朝鮮語を発展させるための幾つかの問題」（1964年1月3日）において、「文字改革を行なうとしても、南北統一後、我々の科学

技術が世界的水準に至った後に行なわなければなりません。」と語り、先送り措置が取られたまま今日に至っている。

### Ⅲ. 頭音法則廃棄における表記と発音

漢字語における頭音法則の廃棄は、表記と発音の二つの側面から考察される。表記は一種の約束事にすぎず、これを教育し、守ろうとする全社会的合意があれば実現する。一方、語頭音の / r / を発音することは、朝鮮語話者の発音能力にかかわる問題でもあり、その習熟には一定の困難を伴う。

金寿卿論文は語頭の / r / 音、 / n / 音の発音について、「頭音 / n / 音、および / r / 音は必ずそのように表記しなければならず、またそのように発音しなければならない」とし、「これらの音は現実に発音することができ、発音しており、また発音させなければならない」と主張している。朝鮮語生得話者も頭音 / n / 音、および / r / の発音が可能であるとする論拠として、人々は레닌[re-nin]のような外来語を実際に発音している点、および4百年も以前から朝鮮民族は、朝鮮文字を学ぶ段階で라랴러려……/ra-rja-rɔ-rjɔ……/ という r の段を含む「反切表」を朗読してきた歴史がある点を指摘している。

だが、ここで指摘されなかった重要な側面は、植民地下において朝鮮語と日本語のバイリンガルとなった人々が数多く存在し、それゆえ漢字語語頭の / n / 音や / r / 音の発音にも習熟していた人々が数多くいたことである。そして、ほかでもなく金寿卿自身、植民地時代には京城帝国大学で学問をした人だった。おそらく、日本語による言語支配の結果を、このような発音能力獲得という肯定的評価に結び付けて論じたくないという心情が、強く働いていたのであろう。

ところで、金寿卿論文は「もちろん今日、頭音で / r / や / n / を発音出来ない人は発音しなくともよい」とし、このために「頭音의냐녀노뉴니네 /nja-njɔ-no-nju-ni-nje / は야여요유이에[ja-jɔ-jɔ-j

u-i-je]と、라려료류리례/ rja- rjɔ- rjo- rju- ri- rje / は야여  
요유이에[ ja- jɔ- jo- ju- i- je ]と、라로루르래뢰/ ra- ro- ru-  
rw- rɛ- rwe / は나노누느내뇌[ na- no- nu- nw- nɛ- nō ]と発音  
する」という許容規定を作りさえすればよいのだが、なるべくなら文字通  
りに発音するようになることを望む」としている。

こうした頭音に関する許容発音の認定は、その後発表された『朝鮮語新  
綴字法』(1948年、1950年)、『朝鮮語綴字法』(1954年)の規定に採用  
されている。『朝鮮語新綴字法』(1948年)の実物は目に出来ない状態だ  
が、『朝鮮語研究』に連載された「朝鮮語綴字法の基礎(1)~(4)」<sup>32</sup>で、  
以下のようにその姿を窺い知ることが出来る。

「(漢字語の表記において)語中、語末で[ nja, njɔ, njo, nju,  
ni ]と発音されるものは、たとえ頭音では[ ja, jɔ, jo, ju, i ]と発  
音されようとも、その形態を固定させるために、どの位置でも“냐、녀、  
뇨、뉴、니”と表記する。(中略)語中、語末で[ ra, rja, rjɔ, ro,  
rjo, ru, rju, rw, ri, rɛ, rje, rō ]は、たとえ語頭では[ na, j  
a, jɔ, no, jo, nu, ju, nw, i, nɛ, je, nō ]と発音されようとも、  
その形態部を固定させるために、どの位置でも“라、랴、려、로、료、  
루、류、르、리、래、례、뢰”と表記する。」

『朝鮮語綴字法』(1954年)でも、「漢字語起源の単語で、本音が/ n  
ja, njɔ, nju, ni /のものは、どの位置においても本音通り表記し、  
発音もそのようにすることを原則的方向と見なす。」(第5項)、「漢字  
語起源の単語で、本音が/ r /で始まるものは、どの位置においても本音  
通りに表記し、発音もそのようにすることを原則的方向と見なす」(第6  
項)と規定している。

上記の「原則的方向とみなす」という規定の意味するところは、その解  
説書<sup>33</sup>において、漢字語頭音/ n /、/ r /を発音しない許容発音に関し  
て、「表記された通りに発音することを原則的方向とするにあたり、리인  
민위원회(里人民委員会)、리당(里党)、로동당(労働党)のように、あ

る程度発音がよく出来ることばは問題がないとしても、発音が上手く出来ないことばについては無理に発音する必要はない」としているところから理解される。

そして、『朝鮮語綴字法』第5項に関し、「単語の頭音で / r / が発音されるようになったのは、朝鮮語の発音において現われた新たな現象の一つである。以前は単語の頭音 / r / はきちんと発音されないものとなっていた。しかし、実際の言語実践では単語の頭音 / r / をそのまま発音する新たな発音現象が発展することとなった。朝鮮語の発音で生じた変化発展を考慮し、この第5項では単語の頭音に立つ / r / は、後にいかなる母音が来ようとも、すべて / r / で発音することを原則と見なした」としている。このように、漢字語における頭音法則廃棄政策は、まず表記面での徹底を図りつつ、発音については順次徹底させようとしていた。「労働党」のような発音がよく出来る単語の例に言及がなされているように、頭音法則の廃棄は金寿卿論文や『朝鮮語新綴字法』発表以前の時期から実施されていたことは、既に述べた通りである。

ところで、これまで日本や韓国で考えられてきたことからすれば実に意外なことにも、頭音法則廃棄にともなう発音の変化を誤まりであるとする以下のような指摘が、北朝鮮の朝鮮語啓蒙雑誌『말과 글』(「語文」、1961年2月号)に掲載されている。

「人々は文字で書かれた通りに発音しようとする傾向がある。話すときよりも文字を読むときも、より一層そうである。特にこのような傾向は、文字を始めて学ぶ人々にひどく現われる。文字に習熟した人は文字と発音を混同する危険が少ないが、文字を始めて学ぶ人は一字一字を拾い読みするために、ややもすれば発音を誤まることがある。로동 / ro - t o ŋ / (労働) や 요리 / rj o - ri / (料理) を [ no - d o ŋ ]、[ j o - ri ] と読まないで、[ ro - d o ŋ ]、[ rj o - ri ] と読むとか、(中略) だから、私たちは文字と発音の違いをしっかりと把握し、文字を読むときや話をするときは、標準発音法に反することがないように注意しなければならない



い。」<sup>34</sup>

「……………しかし、文字とことばが互いに異なる例も多い。(中略)로인 / r o - i n / (老人)を[ n o - i n ]と発音するのもこのような実例となる。」<sup>35</sup>

更に、『말과 글』(「語文」、1962年1月号、34頁～36頁)の記事によれば、「語頭音ㄴ / n /、ㄹ / r /の綴字において留意すべき点を列挙すれば、まず最初に固有朝鮮語には語頭音に / n j ɔ、n j o、n j u、n i / と / r / が用いられることがない。だから、書く単語が漢字語由来なのか否かを知らなければならぬ」とし、漢字語をハングルで表記する際に生じ得る混乱に注意を促している。つまり、ここで言っていることは、漢字語の表記においては頭音法則を廃棄した形で綴りつつも、発音は従来通り頭音法則が適用された形で行なうということである。そして、「年間行事」、「落葉松」、「料金」などを例として取り上げ、その表記は년간행사 / n j ɔ n - k a n - h e ŋ - s a /、락엽송 / r a k - j ɔ p - s o ŋ /、요금 / r j o - k w m / とするが、発音は[ j ɔ n - g a n - h e ŋ - s a ]、[ n a - g j ɔ p - ʔ s o ŋ ]、[ j o - g w m ] のように行なうとされている。

そして、「綴字法掛図」というタイトルのもとに、頭音法則に関連した漢字語の表記法と発音法に関する詳細な一覧表が掲げられており、そこでは녀자 / n j ɔ - ʧ a / (女子)、로동자 / r o - t o ŋ - ʧ a /、력사 / r j ɔ k - s a / などの表記例を掲げつつも、その発音は頭音法則の働いた[ j ɔ - ʧ a ]、[ n o - d o ŋ - ʧ a ]、[ j ɔ k - ʔ s a ] だとされている。この「女子」、「労働者」、「歴史」などは、『朝鮮語新綴字法』の発表(1948年)よりも前から、いち早く頭音法則が廃棄された表記法が行なわれていた語彙であるだけに、1960年代初頭に至ってもなお従来通りの発音を行なうとされている点は、発音面において頭音法則廃棄の進捗状況がいかに遅々として進んでいなかったかを伺わせるものと考えられる。

外来語に関しては、「頭音に来るㄴ / n /、ㄹ / r / からなる外来語は、

本音通りに発音するだけでなくその通りに書く」としながら、라지오[ r a - ʒi - o ] (ラジオ)、나팜탄/ n a - pʰ a m - tʰ a n/ (ナパーム弾)などの例を上げている。

ここで引用紹介した『말과 글』(「語文」)は、当時、北朝鮮における言語政策の公的な見解を示す朝鮮語啓蒙誌だった。したがって、少なくとも1960年代初頭においては、『朝鮮語綴字法』(1954年)第5項に示された「どの位置においても本音通りに記し、発音もそのようにすることを原則的方向と見なす」という漢字語の頭音法則に関する規定は、発音面においては政策的に実施を義務付けていなかったと解される。そして当時、現実に広く行なわれていた漢字語の発音は、『朝鮮語綴字法』の規定に全く沿わないものであり、しかもこの現実を全面的に認めていたという、注目すべき問題点が伺われる。

平壤のラジオ放送局でアナウンサーを募集する際、「きれいなソウルことば」が流暢に話せることを採用条件にしていたと、1960年代初頭に平壤での滞在経験を有する旧ソ連の言語学者マズール氏が韓国での朝鮮語学の学会で話したことがあるが、これは頭音法則が働いた形での漢字語発音を標準として認めていたとさえ判断される『말과 글』誌掲載の記事内容とも符号する。

日本や韓国では、1960年代初頭における北朝鮮の状況が的確に把握されていないこともあって、頭音法則廃棄政策の発音面における現実の展開過程については、既存の研究は未だ明らかにし得ていない。

中国の朝鮮族も北朝鮮における『朝鮮語新綴字法』(1948年)発表の影響を受けて頭音法則廃棄政策を実施し、漢字語頭音/ n /、/ r /に変化が生じ始めた。そして、北朝鮮での場合と同様、頭音法則が適用された従来の発音も許容発音として認められていた。1985年に出された『朝鮮語規範集』<sup>36</sup>でも、単語の語頭の/ n /、/ r /は、すべての母音の前で/ n /、/ r /と発音することを「原則とする」と規定している。

現実に、漢字音の頭音/ n /、/ r /がどのように発音されているかにつ

いて、中国の朝鮮族が用いる朝鮮語に関しては、次のような興味深い記述が見られる。

「子音/ n /は伝統的発音法では単語の語頭で次に来る母音/ ja, jo, ju, i /と結合するとき脱落し、発音されない。たとえば, 녀자/ njo-ʧa / (女子) が[ jo-ʧa ]と、니탄/ ni-tʰan /が/ i-tʰan /と発音される。そのみならず、この伝統的発音法は今も相当数の人々が保持しており、一部の単語の発音は相当な程度に定着している。たとえば, 녀자[ jo-ʧa ] (女子)、녀성[ jo-sɔŋ ] (女性)、년령[ jo-l-ljoŋ ] (年令) など。しかし、/ n /をそのまま表記する表記法の影響、外来語の影響によって、今日若い世代はもちろんのこと、相当数の人々がきちんと発音している。(中略) 子音/ r /は伝統的発音では単語の語頭で、後に来る母音/ a, ɔ, o, u, ε /と結合するとき[ n ]で発音され、母音/ ja, jo, ju, i /と結合するとき脱落して、発音されない。たとえば, 로동/ ro-tonŋ / (労働) は[ no-donŋ ]と、래년/ rε-njoŋ / (来年) は[ nε-njoŋ ]と発音され、양심/ rjaŋ-sim / (良心) は[ jaŋ-sim ]と発音される。これのみならず、/ n /の発音と同様に、伝統的発音法はかなりの人々が守っており、特に一部の単語の発音は相当な程度に定着している。たとえば, 로친[ no-ʧʰin ] (老親)、복막[ nuŋ-mak ] (肋膜)、복골[ nuk-ʔkol ] (肋骨)、랭수[ nεŋ-su ] (冷水)、랭병[ nεŋ-ʔpjɔŋ ] (冷病)、령감[ joŋ-gam ] (令監)、류월[ ju-wɔl ] (六月) などである。しかし、ㄹ/ r /の発音もㄹをそのまま表記する表記法の影響、外来語の影響で若い世代はもちろんのこと、相当数の人々がきちんと発音している。特に、外来語である라지오/ ra-ʧi-o / (ラジオ)、레코드/ re-kʰo-tw / (レコード)、로라스케트/ ro-ra-sw-kʰe-tʰw / (ローラースケート) などの単語は、絶対的多数の人々がまともに(表記通りに一訳注)発音している。だから、ㄹ/ r /をその通り発音することを原則とし、/ n /で発音したり/ r /を脱落させて発音することを許容発音とした。」<sup>37</sup>

「調査したところによれば、랭수/ rɛŋ - sw/ (冷水)、랭면/ rɛŋ - mjɔn/ (冷麵)、육골/ rwk - kor/ (肋骨)、육막염/ rwk - mak - jɔm/ (肋膜炎)、람루하다/ ram - ru - ha - ta/ (藍樓하다)」などは、どの階層でも[ nɛŋ - sw、nɛŋ - mjɔn、nwk - ʔkol、nwŋ - maŋ - njɔm、nam - ru (nu?) - ha - da]などと、[ n ]で発音する。(中略) その他、로동/ ro - toŋ/ (労働)、락원/ rak - wɔn/ (樂園)、루락/ ru - rak/ (漏落)などは、年令と学校教育を受けた程度によって異なって発音する。すなわち、年令が高い人々は[ n ]で発音するが、年令が低い人々は[ r ]で発音する。また、解放後学校教育をあまり受けていない人はよく[ n ]で発音するが、学校教育を多く受けた人は[ r ]で発音する。全体的にはㄹ/ r /をそのまま発音する人々が増加している。」<sup>38</sup>

年令が低いほど、また教育水準が高いほど、頭音法則廃棄政策が発音面でも貫徹されているということから、今後この傾向は益々定着度を高めていくものと思われる。その具体的な様態に関する研究は、社会言語学的な視点からも考察を深め得る興味深いテーマとして残されている。

#### IV. おわりに

本稿の後半部分で翻訳紹介する金寿卿論文は、北朝鮮における朝鮮語規範化政策の歴史を辿る上で、重要な意味を持つものである。それは、南北間における朝鮮語規範が異質化を示し始めた最初の政策的宣言であったからである。形態主義表記法を徹底させるために、漢字語頭音のㄴ/ n /、ㄹ/ r /を表記し、発音しなければならないという金寿卿論文の主張は、今日に至るまで北朝鮮の言語政策に継承され続けている。

この北朝鮮における漢字語の頭音法則廃棄は、金寿卿論文(1947年6月)や『朝鮮語新綴字法』(1948年1月)を起点にして初めて生じたものではなく、それ以前でも体系的な政策的展開はなされなかったにしろ、部

分的に生じていたのである。

既存の諸研究は、1948年に発表された『朝鮮語新綴字法』から頭音法則の廃棄政策が始められたとしているが、それ以前の出版物を検討してみると、安易にこのような結論付けを行なうことはできないことがわかる。

頭音法則の廃棄は、表記面ではいち早く貫徹されたが、発音面ではどのような経過を辿ってきたかは未だ明らかではない。本稿で述べたように、少なくとも1960年代初頭段階では、従来通り頭音法則が働いた漢字音の発音を行なっていたようである。こうした点から、頭音法則廃棄政策の展開過程は、表記と発音の両面から別個に考察されなければならない。そして、金寿卿論文の果たした政策的役割に対する評価、位置付けを行なうことによって、解放後の北朝鮮における朝鮮語規範化政策展開過程の実相を、より精密に議論することが出来るようになるだろう。

今後、南北間の和解と交流がさらに進展すれば、南北間における統一的言語規範確立の動きも高まることだろう。北朝鮮の言語政策をひたすら否定的にしか見ようとしない硬直した思考は韓国社会で克服されつつあり、北朝鮮や中国朝鮮族の間で実施されてきた漢字語の頭音法則廃棄政策を評価する主張も、学界の一部で見受けられるようになった。

ソウル大学教授高永根氏は、表記と発音は必ずしも一致する必要はなく、北朝鮮における漢字語の語頭音  $\text{ㄹ} / \text{r} /$ 、 $\text{ㄴ} / \text{n} /$  の表記に関しては肯定的に受容できると言う。さらに、中国朝鮮族の朝鮮語規範では、語頭の  $\text{ㄹ} / \text{r} /$ 、 $\text{ㄴ} / \text{n} /$  を発音することを原則としつつも、『統一案』のように発音することも許容しているが、これは多くの人々が伝統的な発音法を守っている現実を重視した表記と発音に関する措置であると評価し、南北間に相異を見せる朝鮮語規範の問題を解決する上でよき参考になると主張している。

延世大学教授金河秀氏も「北朝鮮式の表記は、言語学的な一貫性をもっている」と評価し、漢字語における頭音法則は発音においては韓国での現実発音を認め、表記は現行の北朝鮮での規範を採用する二本立ての政策が

南北間の言語的共通性を追及する現実的な代案であると提言している。<sup>39</sup>

南北の違いをあげつらって対立を深めるのではなく、可能な限り南北間の合意点を模索しようとする「陽光政策（太陽政策）」が進められている今日、こうした柔軟な思考は、南北朝鮮の言語問題に対して、現実的な解決策を提供するものと期待される。

解放後、北朝鮮において『朝鮮語新綴字法』（1948年）の大胆な表記法改革の試みは打ち砕かれたが、その後制定された『朝鮮語綴字法』（1954年）によって政策的揺り戻しが行なわれた結果、朝鮮語規範の原点は『ハングル綴字法統一案』（1933年）にあるとする認識が示されることになった。このことは、半世紀を越える南北分断体制のもとでも、統一的な朝鮮語規範創出のための確固とした共通認識を保持していることを意味する。『ハングル綴字法統一案』は日本語による言語支配を受けていた植民地下で、歴史上はじめて朝鮮民族自らの手で体系化させた朝鮮語規範であり、南北を問わず民族の誇りとなっている。

解放後、朝鮮民族は厳しい軍事的・政治的対立が続く中でも、南北を問わず民族文化の基層たる朝鮮語の共通性を守りながら発展させようと努力してきた。この透徹した精神は、南北間の対話と協調が進む過程で必ず花を開かせることだろう。

#### （附記）

かつて筆者は、解放後北朝鮮の一次資料を求めて延辺大学、吉林大学、米国国立公文書館、米国議会図書館、ハーバード大学燕京ライブラリー、ハワイ大学東西センターなどに資料調査に出掛けたが、金寿卿論文が掲載された「労働新聞」該当号は目にする事が出来なかった。その後、ためらいつつも、見知らぬ平壤に問い合わせの手紙を書き送ったが、応答はさして期待していなかった。ところが、手紙のことなど忘れかけていた半年後、金日成総合大学朝鮮語文学部の学部長リ チュンハ（리 준하）先生がコピーをお送り下さった。大変な回り道をしたあと手にした論文であるだけに、喜びもひとしおだった。

今年7月13日から20日まで、経済問題には門外漢である筆者が、幸いにも「北東アジア経済協力に関する金森委員会訪朝団」の団員として訪朝を許された際、感謝の意を伝

えるためリ チュンハ先生に直接お目にかかる機会を模索した。しかし、訪朝目的とは異なる事案であるという理由で、北朝鮮側当局者は私の面談要請を受け入れてくれなかった。この場を借りて、リ チュンハ先生に深く感謝の意を表したい。(2000年12月8日)

#### <主要参考文献>

- \*タイトル等、原文が朝鮮文字(ハングル)であっても、便宜上、漢字に置き換え得る部分は漢字表記に転写して記した。
- 民主朝鮮社『解放後三年間の 国内外重要日誌 1945. 8～1948. 9』、1948年、出版地不明
- 朝鮮民主主義人民共和国司法省法律編纂出版部『司法時報』、1948年、出版地不明
- 朝鮮語文研究会『朝鮮語研究』創刊号(1949年3月)～第2巻第3号(1950年6月号)、平壤
- 朝鮮語文研究会『朝鮮語文法』、1949年12月、平壤
- 탁희수『朝鮮語音概論』学友書房、1956年、東京
- 장장명『朝鮮語綴字法解説 教員用』教育図書出版社、1958年、平壤
- 『朝鮮労働党政策史(言語部門)』社会科学出版社、1973年、平壤
- 金敏洙『国語政策論』、塔出版社、1973年、ソウル
- 『「朝鮮語規範集」解説』、延辺人民出版社、1986年10月、延吉
- 『朝鮮語語彙規範集』、中国朝鮮語査定委員会・東北3省朝鮮語文事業小組弁公室共編、東北朝鮮民族出版社、1989年5月
- 崔允甲主筆『中国에서의 朝鮮語의 發展과 研究』、延辺大学出版社、1992年、延吉
- 최호철「北韓 綴字法の 変遷」『周時経学報』12号、塔出版社、1993年、ソウル
- 高永根『統一時代の 語文問題』、길벗、1994年、ソウル
- 권승모「言語規範」『主体의 朝鮮語学發展50年』、平壤出版社、1996年、平壤
- 萩原遼『北朝鮮の極秘文書(1945年8月～1951年6月)』、萩原遼編集・解説、夏の家書房、1996年、京都
- 金河秀「南北朝鮮間の言語問題」『言語帝国主義とは何か』、藤原書店、2000年、東京

## ＜資料紹介＞

以下、『労働新聞』（1947年6月6日、7日、8日、10日）に連載された金寿卿の論文を翻訳して紹介する。

朝鮮語学会『ハングル綴字法統一案』の中で改正すべき幾つかの点

そのⅠ 漢字音表記における頭音 r および n について

金 寿卿

### [一] 序 言

本稿において、私たちは朝鮮語学会の『ハングル綴字法統一案』の中から、改正されて然るべき幾つかの点を指摘しようと思うが、その際、私たちはこれらの指摘に対する理論的根拠を明示するとともに、私たちの改正案が必ず実践に移されることを主張するものである。

1933年に『ハングル綴字法統一案』が発表されて以来、この『統一案』が朝鮮語綴字法の上に及ぼした影響は実に大きく、朝鮮語学会の功勞に対して感謝の念を抱かない者は誰一人としていないだろう。しかし、それが帯びている語学史的意義を認めるということと、そこに制定された全ての細目を全面的に承認するということとは、別個の問題なのである。

私たちはかねてから、この案に内包されている幾つかの不十分な点を発見し、これに対して私たちの独自の見解を有していたが、日帝の野蛮な文化政策の下において、私たちの陣営内部の統一に無用な混乱を持ち込むことを恐れて、沈黙を守ってきたのだった。

しかし、民主主義的民族文化の自由な発展が完全に保障された今日、この北朝鮮において、満足しえないこの統一案をそのまま遵奉することは出来ず、しかも、朝鮮語学会の規定であれば何であつても不問に付し、盲目的に信奉しようとする一部の無自覚な人々もいるようなので、これ以上の沈黙に耐えることはできないものと判断し、ここに私たちの主張を開陳しようとするものである。しかし、私たちはどこまでも、ひとえに理論にの



み依拠する科学者の態度でもって論旨を展開しようとするのであって、そこにはいかなる感情的要素も破壊的意図も介在していないことを明言しておく。

この一文は急いで筆を起こしたために、私たちの見解を十分に吐露しえなかった点もあり、また、印刷事情を考慮して外国語文の実例引証において制約を受けた点もなくはないが、後日、より充実した体系的論述を發表することができるであろうから、まず緊急の必要に応じるために、この一文を草するところである。

## 問題の提起

朝鮮語学会が制定した『ハングル綴字法統一案』に対する批判の第一段として、<sup>40</sup>ここに私たちは漢字語に関する規定（第四章）のうち、「第二節 子音だけを変記すべし」（1945年9月版、34、35、36頁）という規定について、これを問題にしようと思う。

その規定は、以下の通り。

第42項 나, 녀, 뇨, 뉴, 니, 네/ nja, njɔ, njo, nju, ni, nje /<sup>41</sup>が単語の頭音となるときは、その語音（原文では「後音」と誤植されている一訳注）に従い、야, 여, 요, 유, 이, 예/ ja, jɔ, jo, ju, i je /と表記する。

例：（甲を採用し、乙を廃棄する）

甲	乙
여자/ jɔ-tʃa / (女子)	녀자/ njɔ-tʃa /
영변/ jɔŋ-pjɔn / (寧邊)	녕변/ njɔŋ-pjɔn /
요도/ jo-to / (尿道)	뇨도/ njo-to /
육혈/ juk-hjɔl / (衄血)	육혈/ njuk-hjɔl / (原文では「뇨혈」と誤記一訳注)
이토/ i-tʰo / (泥土)	니토/ ni-tʰo /

예묘/ je-mjo / (禰廟)

네묘/ nje-mjo /

ただし、単語の頭音以外の場合は、本音通りに表記する。

例: 남녀/ nam-njo / (男女)、부녀/ pu-njo / (婦女)、직뉴  
/ʧik-nju / (織紐)

また、漢字の代表音は本音とする。

例: 계집녀/ kje-ʧip-njo / (オンナの女)

第43項 라/ rja /、려/ rjo /、료/ rjo /、류/ rju /、리/ ri /、  
례/ rje /が単語の語頭に来るときは、야/ ja /、여/ jo /、요/ jo /、  
유/ ju /、이/ i /、예/ je /と表記する。

例: (甲を採用し、乙を廃棄する)

甲

乙

양심/ jaŋ-sim / (良心)

량심/ rjaŋ-sim /

역사/ jɔk-sa / (歴史)

력사/ rjɔk-sa /

요리/ jo-ri / (料理)

료리/ rjo-ri /

유수/ ju-su / (流水)

류수/ rju-su /

이화/ i-hwa / (梨花)

리화/ ri-hwa /

예의/ je-wi / (禮儀)

례의/ rje-wi /

ただし、単語の頭音以外の場合では、本音通りに表記する。

例:

개량/ kɛ-rjaŋ / (改良)

선량/ sɔn-rjaŋ / (善良)

수력/ su-rjɔk / (水力)

협력/ hjɔp-rjɔk / (協力)

재료/ ʧɛ-rjo / (材料)

염료/ jɔm-rjo / (染料)

하류/ ha-rju / (下流)

급류/ kwɔp-rju / (急流)

도리/ to-ri / (桃李)

행리/ hɛŋ-ri / (行李)

사례/ sa-rje / (謝禮)

혼례/ hon-rje / (婚禮)

また、漢字の代表音は本音とする。

例: 어질량/ ɔ-ʧil-rjaŋ / (ヨイの良)

第44項 라、로、루、르、래、뢰/ra、ro、ru、rw、rε、rö/が単語の頭音となるときは、発音通り나、노、누、느、내、뇌/na、no、nu、nw、nε、nö/と表記する。

例：(甲を採用し、乙を廃棄する)

甲	乙
낙원/ nak-wɔn/(樂園)	락원/ rak-wɔn/
노인/ no-in/(老人)	로인/ ro-in/
누각/ nu-kak/(樓閣)	루각/ ru-kak/
능묘/ nwŋ-mjo/(陵墓)	룽묘/ rwŋ-mjo/
내일/ nε-il/(來日)	래일/ rε-il/
뇌성/ nö-sɔŋ/(雷聲)	뢰성/ rö-sɔŋ/

ただし、単語の頭音以外の場合では、本音通りに表記する。

例：

쾌락/ k <sup>h</sup> wε-rak/(快樂)	극락/ kwk-rak/(極樂)
부로/ pu-ro/(父老)	연로/ jɔn-ro/(年老)
고루/ ko-ru/(高樓)	옥루/ ok-ru/(玉樓)
구릉/ ku-rwŋ/(丘陵)	강릉/ kaŋ-rwŋ/(江陵)
거래/ kɔ-rε/(去來)	왕래/ waŋ-rε/(往來)
지뢰/ ʧi-rö/(地雷)	낙뢰/ nak-rö/(落雷)

また、漢字の代表音は本音とする。

例：다락루/ ta-rak-ru/(高殿の樓)

以上の規定を要約すれば、口蓋音化され得る/ n /が単語の頭音となるとき、文字ㄴ/ n /で表記してはならないということと、文字ㄹ/ r /は一般的に頭音では用いることができないということである。そして、ここで私たちが注意を傾ける点は、このような規定が「その発音にしたがい」(第42項)、「発音通りに」(第44項)という言葉に表れているように、表音主義に依拠しているという事実と、「単語の頭音になるとき」と「單

語の頭音以外の場合」の二つの場合を別々に区別して規定しているという事実（42、43、44項）である。

この二つの事実は、一見するとき、この規定（本論文で問題にしようとする第4章第2節の規定を、以下すべて「この規定」と呼ぶことにする）を正当化させる有力な証拠のように見えるが、実は詳しく検討するとき、むしろその規定が正当でないことを暴露する以外の何物でもありえないことが理解される。

こうして、私たちはここで朝鮮語学会のこの規定が、表音主義的偏向に流れているという点と、非体系的であるという点とともに、これに附随する幾つかの理由からこの規定に反対し、いかなる場合にあっても頭音として文字ㄴ / n/や文字ㄹ / r/を用いることができるということと、また、そのように表記しなければならないということを主張しようとするものである。（『労働新聞』第131号（累計第232号）、1947年6月6日付）

## [二]

### 主張の根拠

#### 1. この規定は表音主義的偏向に流れている

この規定で、「その発音にしたがい」、「発音通りに」となっているのは、漢字音表記の原則である「漢字音は現在の標準発音に基づいて表記することを原則とする」（30頁）という規定に依拠したものであろう。しかし、この規定が『ハングル綴字法統一案』全体の指導的原理である「ハングル綴字法は標準語をその音通りに表記するが、語法に合うようにすることをもって原則と見なす」（傍点は原文通り一訳注）という総論第1項の規定（1頁）の表音・語法二元論と背馳するということは暫く論外に置くとしても、綴字法においては表音主義のみを徹底して遵奉することは出来ないということを、まずここで述べておきたい。すなわち、完全な表音主義はありえないということである。

訓民正音は、その創製以前に朝鮮で用いられていた漢字とは異なり、表

意文字ではなく表音文字であるのは事実であるが、表音文字ということと表音主義に進み得るということは、全く性質を異にするのである。表音文字は言語音を表示する文字なので、文字と音は互いに対応していると言えるが、一般に表音文字が音を正しくありのまま表示するとは言えないのである。

現実の音の種類は表音文字が示すような、そのような単純なものではない。私たちが発音している音声というものは、ほとんど無数であるといってもよい。たとえば、表音文字である英語の文字 a には実に 5、6 種類の音があり、ロシア語においても、どの文字もだいたい 2、3 の音価を有している。これに反して、同一音に対して文字記号が幾つか存在することもあり、フランス語で例を上げると、s 音を表すために 8 通りの表記法、k 音を表すために 6 通りの表記法を用いている。すなわち、表音文字で表記された語とその発音は、必ずしも一致するものではない。英語 through とフランス語 oiseau が示すように、どの言語においてもその言語を学ぶとき、たとえその文字が表音文字であったとしても、綴字法とともにその発音法も一緒に学ばなければならないのである。

ただ、朝鮮文字にあっては、その音韻が豊かで、組織が絶妙であるために、しばしば訓民正音を発音符号と混同し、朝鮮語の学習では発音法を別途に学ぶ必要がないかのように考える。このような観念を一般の人々が抱くようになったのは、次のような訓民正音に対する歴代の必要以上の讃辭に起因するところ大であると思われる。

「癸亥冬、我殿下創制正音二十八字 略掲例義以示之 名曰 訓民正音 象形而字倣古篆 因聲而音叶七調 三極之義二氣之妙 莫不該括 以二十八字而轉換無窮 簡而要 精而通 故智者 不終朝而會 愚者可浹旬而學 而是解書可以知其義 以是聽訟 可以得其情 字韻則清濁之能辨 樂歌則律呂之克諧 無所用而不備 無所往而不達 雖風聲鶴唳鷄鳴狗吠皆可得而書矣」(鄭麟趾：『訓民正音』序)

〔癸亥年の冬に、我が殿下におかせられては、正音28字を創制され、簡単に例義を掲げてお示しになり、訓民正音と名づけられた。この文字は象形により作られたが字形は中国の古篆字に似ており、声の原理を本にしているから（音楽の）七音と合い、三才の意味と陰陽の妙義がすべて含まれていないものがない。28字だけでも転換が無窮で（いくらでも応用が可能で）、簡単でありながら緊要であり、精にして通ずるので、賢い人は一朝にして習うことが出来、愚かな者も旬日にして学ぶことが出来る。このハングルによって（漢文の）書を解けばその意味を知ることが出来るようになり、この文字によって訴え事を審理する場合にもその実情を察することが出来るようになった。また、漢字音の清濁も区別することが出来るようになり、樂歌は律呂が調整されるようになった。用いて具えられない所がなく、往く所に通達されないことがない。たとえ風の音、鶴の鳴く声、鶏の鳴く声、犬の吠える声であるとしても、すべてハングルで書き表すことが出来る。〕（訳文は姜信沆著、梅田博之日本語版協力『ハングルの成立と歴史』（大修館書店、1993年）から援用させていただいた。）

「本国及諸国語音文字 不能記者 悉通無礙」（成俔：『慵齋叢話』）

〔本国および諸外国のことばの発音、文字で記録できないものはなく、悉く通じて支障がない。〕

「夫諺書出 而萬国邦音 無不可通者 所謂非聖人不可能者」（李晬光『芝峰類説』）

〔ところでハングルが出現すれば万国のことばの発音で通じないものはない。まさに聖人の仕業である。〕

「世宗大王御製訓民正音其為字不多 而其為用至周 書之湛便 而学之湛易 千言萬語 纖悉形容 雖婦孺童駿 皆得而用之 以達其辞 以通其情 此聖人之未及究得 而通天下所無也」（申景濬：『訓民正音図解叙』）

[世宗大王がお作りになったハングルは、その文字数は多くないが用途は広きに及ぶ。ハングルはとても使いやすく、容易に学ぶことができ、千言万語でもって詳しく表現することが出来る。たとえ婦女子や子どもたちであってもハングルを用いることができるので、ハングルで文章を綴って意味を伝えることができる。昔の聖人でもできなかつたことであり、天下をあまねく見渡してみても二つとないものである。]

国際音声学協会の発音符号は全部で約150種にもなるが、これをもってしても全ての音声は完全無欠に再現することはできない。28文字に過ぎない訓民正音でもって、どうしてこのように高言壮談し得るのだろうか。

結局、表音文字だからといっても、これで表記された語がそれのみをもって、その正確な音を表示しているとは言えないのである。

このように、完全な表音主義は存立しえないのみならず、更に一歩進んで、表音主義的偏向はむしろ誤まりであると言うことができる。言語というものは、音声それ自体に何らかの存在理由があるのではなく、その音声を通じて伝達される意識内容や思想がより重要なのである。音声それ自体のみを対象と見なして研究するとき、もっぱら言語の資料的方面にのみ注目し、それが伝達しようとする意味にはほとんど無関心であるために、機械まで用いてその記述はより一層微細になったとしても、言語それ自体からは次第に遠ざかることになる。それでは言語研究の真の対象を見失う危険性が存するのであり、言語が音を駆使して対話者の意識内容を伝達する道具であるとするならば、言語の本質をただ音にのみ求めようとするのは間違っているのである。

言語単位の本質が思想、すなわち、意味を伴った音の連続であり、この音が意識内容を喚起させる上で充分でさえあれば、そこに多少の動揺（音の変異）があつたとしても、これを問題視する必要はないのである。結局、文字というものは、私たちが理解さえすれば十分なものであつて、このような実践的目的から見るならば、文字とは表示しなければならない言語音

の微細な変異まで、綿密に表す必要はないのである。

漢字を仔細に考察してみると、このような文字一般の性質を明らかにさせることもできる。すなわち、漢字はたとえ表意文字であるといえども、表音性も有しているのであり、また文字の表意性は、ただ漢字のような表意文字だけが独占しているのではない。すなわち、漢字における諧声の字の存在は、諧声音符またはその類推によって漢字音が固定したということを示明しており、また、今日に至るまで諧声音符はその生命を維持しているのである。

たとえば、ここで「童」（活字がよく読み取れないが、恐らくこの文字だと思われる。一訳注）という文字があるとすれば、この文字を見た人は、その本当の発音は知らなくとも、「童」の声にしたがって[ t o ŋ ]と読むことだろう。このとき、その推測は全く正しいのである。しかし、このような方式で「輪」を[ j u ]と読むならば、これは間違いである。このような事実は、漢字も表音文字の機能を有しているということを示明しているのであり、これに伴う誤読が字音変遷の一つの原因となるというのは、興味ある事実である。（たとえば、「鑰器」の本音は[ tʰ u - g i ]だったが、「愈」の要素に牽引され、[ j u - g i ]と読まれるようになった。）

また、朝鮮において訓民正音（朝鮮文字）が発明される前、朝鮮音の表記に漢字を利用した吏読の吐において、置古[ t u - g o ]、為飛尼羅[ h e - n e - n i - r a ]など、表意文字である漢字を表音文字としても使用したということは、文字とは必ず表音性と表意性を共に備えていなければならないということを教えてくれる良い例である。

また一方、表意性と視覚性は漢字だけが有している特性のように見えるが、実際にそのような性質が漢字においてより顕著であるということに過ぎない。表音文字においても、たとえば「사람」と書いたものを見て、「人」の意味を喚起させられるという場合、その文字をいちいち読まなくても（発音しなくとも）、それ全体が一つの形象（ゲシュタルト）として現われ、その視覚映像でもって、まさに「人」という意味を喚起させるこ



とになるということが出来る。ただし、この場合、朝鮮文字にあってはゆっくりと「ストロトロ (/ s・a・r・a・m /)」の要素が順序通り一つずつ明白に読めるのに反し、漢字ではそのような要素が存しないという違いがあるだけである。したがって表音文字の使命も、結局、その表意的なところにあるので、意味を共通に有している部分は、だいたい同じ形態を保つことになるのである。

まさにこうした理由から、朝鮮語学会の『ハングル綴字法統一案』においても完全な表音主義を採択せず、「語法に適うように」とし、訓民正音(朝鮮文字)の表意性を強調しているのである。벗다/ pɔs-ta / と벌다/ pɔt-ta / は、発音上ではともに벌다[ pɔt-ʔta ]でありながらも、벗다/ pɔs-ta / (脱) は버서서 버스니…[ pɔ-sɔ-sɔ pɔ-sw-ni… ]となり、벌다/ pɔt-ta / (延) は버더서 버드니…[ pɔ-dɔ-sɔ pɔ-dɔ-ni… ]となるので、「脱」の意味では벗다、「延」の意味では벌다で表記するのである。「無」を없/ɔps / と、「座」を앉 / anɟ / と表記することや、낫/ nas / (鎌)、낫/ naɟ / (昼)、낱/ nat / (穀)、낱/ naɟʰ / (面)、낱/ natʰ / (個) のように、同じ音( [ nat ] ) を表記上では区別することなども、全て同様に表音文字の表意性を強調するためである。

かくして、表音主義的偏向は誤まりであるということが理解できたが、たとえある一時期は表音的に記写するとしても、文字と言語はその変化する速度が異なるゆえに、つまり言語は不断に進化するが文字はほとんど固定的であるために、綴字法と発音は互いに対応しないようになる。ある時期は合理的であった綴字法も、1世紀ぐらい経てば不合理なものとなる。当初しばらくの間は、発音の変化に合わせて表記法を変更してみたりもするが、結局は断念することになってしまう。フランス語の oi の場合がそうである。

	次のように発音した	次のように表記した
11世紀には……	[rei] [lei]	…… rei lei
13世紀には……	[roi] [loi]	…… roi loi
14世紀には……	[roe] [loe]	…… roi loi
19世紀には……	[rwa] [lwa]	…… roi loi

このように、綴字法と言語は併進的ではないため、たとえ今は最も表音的であると誇っている綴字法でも、明日はどうなるのか予測し得ないのである。だからといって、その時々発音の後を追いかけていては、人によって発音が異なり、同じ人でも時によって発音が異なる以上、とうていそれが依拠すべき標準などというものは存し得ないだろう。

以上のことから、私たちは

- (イ) 完全な表音主義は存立しえない。
- (ロ) 表音主義的偏向は過ちである。
- (ハ) 綴字法は固定性を有しているため、いくら表音的だといっても、やがて言語にそぐわないものになる。
- (ニ) 表音的な綴字法も、その発音は必ず別途に学ばなければならないという事実が確認され、この規定でみるように、表音主義を標榜し得ないことが確認された。

(『労働新聞』第132号(累計第232号)、1947年6月7日付)

### [三]

#### 2. この規定は非体系的である

この規定では、同じ漢字もその位置によって表記法が異なることになった。第44項から例をあげれば、「老人」では노인/ no-in /と表記するが、「父老」は早로/ pu-ro /と表記する。すなわち、その理由は、「父老」では早로 [ pu-ro ]と本音通りに発音されるが、「老人」では노인 [ no-in ]と発音されると見るためだろう。すなわち、このように

単語の頭音に来る場合と、頭音以外の場合とを分離して考慮するのは、それが標榜している表音主義に基づいたものだろう。しかし、この規定が表面的には表音主義を標榜しつつも、実際には表音主義に背反していることは、次の幾つかの例から明らかである。

「極楽」は극락[*kwŋ-nak*]と発音されるが、どうして극락/*kuk-rak*/と表記するのか。「玉樓」は옹누[*oŋ-nu*]、「急流」は급류[*kwm-nju*]、「落雷」は랑뇌[*naŋ-nö*]と発音されるのに、どうして옥류/*ok-ru*/、급류/*kwp-rju*/、낙뢰/*nak-rö*/と表記するのか。「学理」は학리[*haŋ-ni*]、「窮理」は궁리[*kuŋ-ni*]と発音されるのに、どうして학리/*hak-ri*/、궁리/*kuŋ-ri*/と表記するのか。表音主義を標榜しつつも、これを頭音にのみ適用し、第2音節以下では適用しない理由はどこにあるのか。表音主義を標榜しようとするのであれば、徹底して表音的に進むべきであり、これとは反対に体系的に進もうとするのであれば、徹底して体系的に進まなければならないだろう。私たちの立場からみると、既に述べたように、完全な表音主義は成立し得ないので、体系的な点により重点を置かなければならないだろう。

こうして、私たちは「父老」を부모/*pu-ro*/と表記するのと同様に、「老人」も로인/*ro-in*/と表記しようと思う。その理由は、로/*ro*/がこの漢字の本音であるということだけでなく、むしろ言語表記はできるならば体系的でなければならないと信じるからである。(もし、本音だからといってそのように書かなければならないとすれば、第4章の第1節、第3節の規定までも問題とみなさなければならないだろう。しかし、私たちは第1節、第3節の規定には賛成し、「懇」は간/*kan*/ (근/*ken*/ではなく)、「改」は개/*ke*/ (기/*kei*/ではなく)、「社」는사/*sa*/ (샤/*sja*/ではなく)、「汽」는기/*ki*/ (괴/*kwi*/ではなく)、「田」는전/ㅉㄸㄴ/(던/ㅉㄸㄴ/ではなく)、「天」는천/ㅉㄸㄴ/(천/ㅉㄸㄴ/ではなく)と表記しようと思う。したがって、私たちの主張は漢字の本音に固執しようとするものではない。)

言語の特徴を体系的なものとして把握することは、誰もが理解している常識である。言語は一つの価値であり、それゆえ、まるで貨幣価値が貨幣体系との関連のもとでのみ初めて理解されるように、言語の価値も言語体系のなかでのみ理解されうるものである。音韻を例にとるならば、音を同一言語の他の音との一切の関係を断ち切ったうえで孤立的に研究することは、言語研究の本道ではない。必ず同一体系内の他の音（原文では「韻」一訳注）との関連性のもとで考察しなければならない。

一つの音韻を定義するということは、まさに音韻体系内におけるその位置を指摘するということである。たとえば、ロシア語のТは、それが無声音であるという点では有声音のДと対立するので、それが硬音であるという点では軟音Тьと対立する。だからТとТьを混同することはできない。(ГОВОРИТ「彼が話す」三人称単数、ГОВОРИТЬ「話す」不定法) しかし、無気音・濃音・帯気音の対立は、ロシア語には存在しない。これに対して、朝鮮語においては有声音・無声音・硬音・軟音の対立は存しないが、無気音と帯気音の対立は確固としたものであり、트다/ t w - t a /、뜨다/ ? t w - t a /、트다/ t<sup>h</sup> w - t a /は互いに全く異なる意味を表すことになる。すなわち、私たちはいつも言語を体系的に把握しており、これは形態論や意味論においても、まったく同じように適用される。

このように体系をなすということは、言語の学習と記憶の面でも必要なのである。心理学的に言うならば、学習と記憶には連想の作用が絶大な役割を果たすのであり、言語現象の全ての辞項は連合関係に立っているのである。このような連合関係によって行なわれる連想作用は、その辞項が体系的であればあるほど、また組織的であればあるほど速やかに、かつ正確に遂行される。だから、同じ漢字（勞一訳注）の音を表すのに、あるときは노/ n o /、あるときは로/ r o /で表記するより【例 노동당/ n o - t o ŋ - t a ŋ / (勞動黨)、북로당/ p u k - r o - t a ŋ / (北勞黨)】、同じ文字はいつも同じ音でもって表記する方が連合関係からみて、より一層効果的である。たとえば、

로인/ ro-in/(老人)

로년/ ro-njɔn/(老年)	부인/ pu-in/(婦人)
로모/ ro-mo/(老母)	타인/ tʰa-in/(他人)
로소/ ro-so/(老少)	장인/ tʃaŋ-in/(丈人)
.....	.....

양로/ jaŋ-ro/(養老)	인물/in-mul/(人物)
경로/ kjɔŋ-ro/(敬老)	인력/in-rjɔk/(人力)
장로/ tʃaŋ-ro/(長老)	인류/in-rju/(人類)
.....	.....

리학 / ri-hak/(理學)

리론/ ri-ron/(理論)	수학/ su-hak/(數學)
리유/ ri-ju/(理由)	공학/ koŋ-hak/(工學)
리치/ ri-tʃʰi/(理致)	문학/ mun-hak/(文學)
.....	.....

학리/ hak-ri/(學理)	학문/ hak-mun/(學問)
물리/ mur-ri/(物理)	학년/ hak-njɔn/(學年)
도리/ to-ri/(道理)	학우/ hak-u/(學友)
.....	.....

において、朝鮮語学会の規定によれば、노년/ no-njɔn /、양로/ jaŋ-ro /、이론/ i-ron /、학리/ hak-ri /、노모/ no-mo /、경로/ kjɔŋ-ro /、이유/ i-ju /、물리/ mur-ri /、노소/ no-so /、장로/ tʃaŋ-ro /、이치/ i-tʃʰi /、도리/ to-ri /……………と表記しなければならないだろうし、また、その理由は表音主義に依拠している故であるということだろう。もしそうだとすれば、どうして인물/ in-mul /、인력/ in-rjɔk /、인류/ in-rju /は、임물[ im-mul ]、일

력[il-ljɔk]、일류[il-lju]と発音され、학문/hak-mun/、학년/hak-njɔn/、학우/hak-u/は、항문[haŋ-mun]、항년[haŋ-njɔn]、하구[ha-gu]と発音されるにもかかわらず、인/in/に固執し、학/hak/に執着するのか。その主張通りにしようとするなら、当然のこととして임물/im-mul/、일력/ir-rjɔk/、항년/han-njɔn/、항문/haŋ-mun/と表記しなければならないだろう。にもかかわらず、인물/in-mul/、인력/in-rjɔk/、학년/hak-njɔn/、학문/hak-mun/と表記するのが正しいと主張するのであれば、これとまったく同じ論理で、로년/ro-njɔn/、로모/ro-mo/、리론/ri-ron/、리유/ri-ju/と表記することを承認しなければならないだろう。

このように、同じ漢字はいつも同じ音で表記する方が、体系性と理解性において優れた点を有しているのだが、これは特に漢字撤廃後において更に顕著になる。漢字が近いうちに使用が制限されたり撤廃されるであろうことは、ここで縷々説明するまでもなく、明らかなことである。

いま、完全に撤廃された後の状態を想像するとき、漢字を一字も知らない人のために、同じ語源、同じ意味の音はいつも同じ文字で表示する方が理解が早いのか、あるいは場合によって異なる文字で表示する方が早いのかを論じるとき、その答はあまりにも明白である。「物理学」を教える所を리학부/ri-hak-pu/と表記するのと、이학부/i-hak-pu/と表記するのとでは、どちらの方が理解が容易だろうか。もちろん、리학부/ri-hak-pu/と表記する方が、その意味が把握しやすい。

英語ではギリシャ語に淵源を有する語彙は相当に多いが、それらはギリシャ文字で表記しないで英国文字で表記し、その際、同起源の要素はいつも同じ形態で表示している。たとえば、ギリシャ語logos(言語)は英語のlogogram(語標略符)、logotype(連字活字、ロゴ)においても、prologue(序言)、epilogue(結言)(原文では「epilogue」が記されていないので補った一訳注)においても同じように表記される。したがって、ギリ

シャ語を知らない人であっても、このような同じ形態から帰納して、その意味が類推し得るのである。

このことは朝鮮語においても事情は変わらない。부인/ pu-in /、타인/ t'a-in /、인력/ in-rjok /、인물/ in-mur /から인/ in /が「ひと」という意味を表しているということを帰納・類推できるのと同じように、양로/ jaŋ-ro /、장로/ tjaŋ-ro /、로년/ ro-njon /、로모/ ro-mo /から、로/ ro /が「年老いた」、「年老いた人」という意味を表しているということを帰納・類推しうるのである。これは、あたかも떡보/ tɔk-po /、털보/ tɔl-po /、곱보/ kop-po /などの보/ po /を共通に持つ同じ系列の単語において、보/ po /一つだけ別個に孤立させるなら判断できなかつたその機能が、このように一連の系列のなかに入るとき、「これこれの人」という意味を指す接尾辞であることが理解できるようになるのと同じである。

したがって、漢字撤廃を間近かに控えて考えるとき、この問題の正しい解決はより一層急がれるのであり、これとともに漢字撤廃以前に正確な漢字音辞典の編纂が求められているのである。漢字音に起源を有する語の綴字法は、このような辞典だけが解決してくれるからである。

また、もう一つ注意すべき点は、この規定では単語の頭音と頭音以外の場合を区別しているが、「頭音」という規定が非常に曖昧である。日常言語は孤立した単語の羅列としてではなく、各種の要素が連続して現われる。たとえば、「異域路頭」はどのように表記すべきだろうか。이역노두/ i-jok-no-tu /なのか、이역로두/ i-jok-ro-tu /なのか。この規定を忠実に遵奉して書こうとするときも、こうした難しい問題に直面することになる。

以上、私たちは綴字法において、表音性と体系性のどちら側をとるのかという問題において、『ハングル綴字法統一案』は体系性より表音性をとることによって自己矛盾に陥っているのを見た。私たちは表音主義的偏向というものがあるとはならないということを論証できたので、この問題に

においては当然のこととして体系性をとるのであり（だからと言って、表音性を抹殺するのではない。表音性も十分に満足させようとすることは、以下の論述において明白になるだろう）、そうすることによってのみ、言語の構造上、記憶上、学習上、そして特に漢字撤廃を考慮するとき、全ての問題が解決すると信じるのである。（続く）（『労働新聞』第133号（累計第233号）、1947年6月8日付）

#### [四]

### 3. この規定は漢字音以外の外来語音表記法と矛盾している

漢字音は朝鮮語として見るとき、たとえ朝鮮語化の過程を経ているとはいえ、やはり外来語音である。朝鮮語学会は、1941年1月<sup>42</sup>に制定した『外来語表記法統一案』の規定において（6頁、7頁）、*ɾ / r /*で表記する国際音声記号15を上げ（記号は略す）、その中で頭音を*ɾ*で表記する例としては、アイルランド語の라이/*ra-i /*、カタロニア語の리/*ri /*、ソマリア語의 라코/*ra-kʰo /*、南阿トンガ語의 령겔레틸레/*reŋ-ker-re-tʰir-re /*、亜刺比阿語의 레노/*rje-no /*、ロシア語의 라시여/*ra-si-jɔ /*、フランス語의 레위쉬/*re-ü-sü /*などを上げている。また、*ɺ / n /*で表記する国際音声記号7を上げ（記号は略す）、その中で頭音（その中でも口蓋音）に*ɺ / n /*でもって表記する例として、ロシア語의 니키티/*ni-kʰi-tʰɔ /*を上げている。

また、日本語表記法において、ラ行は*ɾ / r /*、ナ行は*ɺ / n /*で表記すると規定し、라뎡/*ra-teŋ /*（螺鈿）、리스/*ri-sw /*（栗鼠）、루이/*ru-i /*（類）、레이/*re-i /*（例）、로보/*ro-po /*（鹵簿）、니세/*ni-se /*（贖）などの例を上げている。（34頁、35頁）

『ハングル綴字法統一案』の漢字音規定の方式をとるならば、本規定中の라이/*ra-si-jɔ /*は나시여/*na-si-jɔ /*、니키티/*ni-kʰi-tʰɔ /*はい키티/*i-kʰi-tʰɔ /*、라뎡/*ra-teŋ /*は나뎡/*na-teŋ /*、니세/*ni-se /*はい세/*i-se /*と表記しなければならず、この他にも레



-닌/ re-nin / は에-닌/ e-nin /、네끄라-솜/ nje-ʔkw-ra-sop / は예끄라-솜/ je-ʔkw-ra-sop /、뉴-툐/ nju-tʰon / は유-툐/ ju-tʰon /、로-마/ ro-ma / は노-마/ no-ma / と表記しなければならないだろう。『ハングル綴字法統一案』と『外来語表記法統一案』は同じく朝鮮語学会で制定したものであるにもかかわらず、同じ性質の外国音表示に二つの矛盾する表記法を採択している。

それでは、この矛盾を解決する方法とは何だろうか。『ハングル綴字法統一案』の規定に従わなければならないのだろうか。それとも『外来語表記法統一案』の規定に従わなければならないのだろうか。答えは明らかである。後者の規定に従わなければならない！ そうすることによって、에-닌[ e-nin ]ではなく레-닌[ re-nin ]が、유-툐[ ju-tʰon ]ではなく뉴-툐[ nju-tʰon ]が、나시여[ na-si-jo ]ではなく라시여[ ra-si-jo ]が正しく蘇生されることになる。『外来語表記法統一案』は単に表記法上の制定であるだけでなく、また、そのように発音しなければならないということを制定したものであり、そして、実際にすべてそのように発音しているのである！果たして今日、[ e-nin ]、[ ju-tʰon ]、[ no-ma ]と発音する人が一人でもいるだろうか？このような言語の現実が朝鮮において厳然と存在している以上、そして、ソ連、英、仏など先進科学国、中国、日本などの隣接国家で頭音/ r /、頭音（口蓋音）/ n / ([ ㄴ ]) が活発に用いられている以上、それらの言語の音を表示したり、それらの言語の語彙を借用したりするとき、頭音に現われる ㄹ/ r /、ㄴ/ n / を抹殺することなど、とても出来ることではない。

#### 4. この規定は言語音の発展を予見できていない

ある論者はもしかして言うかもしれない。頭音のㄴ/ n /、およびㄹ/ r / は果たしてどのように発音されるのかと。どうして녀자[ njɔ-ʔʒa ]、랑심[ rjaŋ-sim ]、락원[ ra-gwɔn ]と発音することができるのかと。これに対する私たちの答えは次の通りである。これらの音は現実に

発音することができ、発音しており、また発音させなければならないと。

発音できるという点については説明する必要もない。世界の大多数の民族がこの音を有しているのに、朝鮮人だけがこの音が発音できないということは到底考えられないことであり、外国語を学ぶとき、朝鮮語学会の『外来語表記法』に制定されているように、外国の人々と別段の変わりなく発音することもできるのである。いや、実際にこの音を平南、平北、咸北等の地では朝鮮人が発音している。もちろん、正確な発音ではなく、녀자[ njɔ-ɕa ]は[ nɔ-ɕa ]となったりもするが、頭音で[ r ]と口蓋音の[ ʎ ]が発音されていることだけは事実である。

そればかりでなく、すでに述べたように外来語において레-닌[ re-nin ]、뉴-톤[ nju-tʰon ]など、実際にㄹ/ r /、ㄴ/ n /が朝鮮人の間で発音されているという事実に加えて、純粋朝鮮語に属する敬称の返事の네[ ʎje ]という発音を、朝鮮語学会が標準語制定の唯一の根拠として見なそうとしている現在の中流社会で用いられている「ソウルことば」において、毎日のように、いや一日数百回ずつ耳にすることができる。だが、それよりも更に私たちが想起しなければならないことは、朝鮮文字を学ぶ人なら必ず一度は経験しなければならない、あのいわゆる「反切」と呼ばれる「初中声作字表」（十四行、各行十三字）の朗読である。訓民正音（朝鮮文字）を理解する最初の課程として、

가갸/ ka-kja / 거겨/ kɔ-kjɔ / 고교/ ko-kjo / 구규/ ku-kju /  
 그기/ kw-ki / 마/ ke / 과/ kwa / 귀/ kwɔ /  
 나냐/ na-nja / 녀녀/ nɔ-njɔ / 노뇨/ no-njo / 누뉴/ nu-nju /  
 느니/ nw-ni / ㄴ/ ne / 놋/ nwa / 뉘/ nwɔ /  
 다다/ ta-tja / 더더/ tɔ-tjɔ / 도도/ to-tjo / 두듀/ tu-tju /  
 드디/ tw-ti / ㅌ/ te / 와/ twa / 뉘/ twɔ /  
 라랴/ ra-rja / 러려/ rɔ-rjɔ / 로료/ ro-rjo / 루류/ ru-rju /  
 르리/ rw-ri / ㄹ/ re / 와/ rwa / 뉘/ rwɔ /

の表を、誰もが必ず数十回朗読し暗記していることや、そのとき誰一人と

して頭音の位置で r 音、n 音を発音できないからといって、第二行（n の行一訳注）と第四行（r の行一訳注）을 나야녀여노요누유느이늑차늑 [na-ja-nɔ-jɔ-no-jo-nu-ju-nw-i-ne-nwa-nwɔ] と読む人はいない。必ず r 音、n 音を明確に発音しているのである。

さらに、このいわゆる「反切」の起源が崔世珍の『訓蒙字会』とほとんど時期を同じくしていると、今日、学会で証明されている以上、このような朗誦の慣習は、少なくとも四百年以上も私たちの先祖の訓民正音（朝鮮文字）学習とともに伝承されてきたことがわかる。このように、ㄹ/ r /、ㄴ/ n /を頭音で発音できるように、系統発生的にも個体発生的にも発音練習を十分に積み重ねながらも、実際の言語の運用においては、これを全く用いようとするのは、一体いかなる理由によるのだろうか。これほど理に合わない労力の消費はないだろう。しかし、私たちは実際に発音することができ、また発音しているという事実以外に、言語音の発展上、これらの音は必ず正しく発音させなければならないと信ずる。

また、ある論者は（次のように）主張するかもしれない。朝鮮語はウラル・アルタイ語族の特質である頭音で r 音を避ける頭音法則に支配されているので、そのように発音させることはできないと。『朝鮮文字及語学史』の著者金允経氏は、このことに関連して次のように述べている。（30頁）

「アルタイ語では、語頭に r 音を用いることはありません。日本語においても固有の日本語では、ラ行の頭音を用いることがないため、露西亞をオロシヤと言っていたのです。最近、教育の力によって、そのような発音の習慣を生み出し、ロシヤと発音するようになったのです。また漢文でも、他の外国語で行なったように非常に努力して、その発音を学ぶようになったのです。朝鮮語でも頭音 r は用いません。そして、外国語でその頭音を持った語が入るときなどは、「李哥」（리가/ri-ka/）을 이가 [i-ga] と言うように、その頭音 /r / を省いてしまったり、あるいは「老人」（로인/ro-in/）や「羅州」（라주/ra-ju/）을 노인 [no-i

n]とか나주[na-ɕu]というように、[n]に変えられたのです。」

もしある論者が、まずこのようにウラル・アルタイ語族の頭音法則を設定したうえで、それゆえに朝鮮語では頭音にr音が立つことができないと論証しようとするなら、それは真に科学的な態度であるとは言えない。あらかじめ公式を立てておいて、事実をこれに無理やり当てはめようとするのは、小児病的科学者が常に見せる慣わしであると言える。法則が事実に対して命令するのではなく、まず事実があって、そのあとに法則が続くのである。かつては適切であったかも知れない頭音法則のために、今日r音を絶対に頭音で発音できないと主張することは、論理の本末を転倒させた論証である。

もちろん今日、頭音でrやnを発音することが出来ない人は発音しなくともよい。ちょうど국문/kuk-mun/(国文)と表記して[kuŋ-mun]、학리/hak-ri/(学理)と表記して[haŋ-ni]、급류/kwɔp-rju/(急流)と表記して[kum-nju]と発音するのと同じように、頭音의녀노뉴니네/nja-njɔ-njo-nju-ni-nje/は야여요유이에[ja-jɔ-jo-ju-i-je]と、랴려료류리레/rja-rjɔ-rjo-rju-ri-rje/は야여요유이에[ja-jɔ-jo-ju-i-je]と、라로루르래뢰/ra-ro-ru-rw-rɛ-rö/は나노누느내녀[na-no-nu-nw-nɛ-nö]と発音するという規定を作りさえすればよいのである。

しかし、私たちは当分の間、このような規定を許容してもかまわないが、なるべくなら文字通りに発音するようになることを望む。頭音としてのn段・r段の二つの音を生かすことによって蘇生させられる音の数(この二つの音がすべての種類の間音と末音と結合するとき)は、実に莫大なものである。「李哥」(리가[ri-ga])と「異哥」(이가[i-ga])、「林哥」(림가[rɪm-ga])と「任哥」(임가[im-ga])を区別できるようになるのは、こうした発音のおかげである。r音蘇生の例は日本にもあり、純粹モンゴル語や満州語においても頭音Lは持っている。

(r音はインド・チベット系外来語以外ではとても稀だが、それでも頭

音に r の文字を用いている)

一方、またある論者は、「一般大衆、無識階級など、文字や発音の知識に暗い人々を考慮するとき、発音通りに表記するのがよく、また、文字の発音法を別途に学ぶのは困難なことである」と言うかもしれないが、人民をいつも愚民としてしか見なさないのは、封建主義や帝国主義がもたらしたもっとも唾棄すべき遺風であると言える。これからは全ての人民は正常な基礎的教育を受けることだろうし、初等教育のほとんどは母語の完全な習得に向けられることだろう。

どの国においても、母語の習得には多年に及ぶ教育と学習が必要であり、実際に数年間はもっぱらこのために提供しているにもかかわらず、朝鮮語や朝鮮文字だけは別途に時間を割いて学ぶ必要がないかのように一般に軽視し、文字さえ理解すれば、その発音法はもはや学習する必要もないかのように考えている。これはもっとも正しくない態度であって、どの国でも綴字法とともに、その発音法も精魂込めて学習しなければ、立派で正しい母語を体得できるようにはならないのである。

だから、今後、朝鮮においても、もちろん他の国に比べるとその学習が容易ではあろうが、母語教育に重点を置かなければならないのであり、その中でも、頭音 n および r の発音法については、より一層教育上の配慮がなされるべきだろう。

言語発展の方向を展望するとき、言語音が豊富になるにしたがい、その言語の将来性は有望なものとなるだろう。豊かにしうる可能性が充分に存在しているにもかかわらず、敢えてこれを抹殺しようとするのは、言語発展の将来に対する無知や、母語愛に欠けていることを告白すること以外の何物でもない。使用していない文字も復活させ、新たな音も取り入れようとしている今日、どうして既に存在している文字の音を抹殺しようというのか？

## 結 語

以上、私たちは『ハングル綴字法統一案』の規定が表音主義的偏向に流れているという点と、非体系的である点を指摘することを通じて、規定自体が内部矛盾に陥っていることを証明することができた。またこれと共に、外国語音の表記と発音において、また、その他の日常的言語においても、そのような音が実際に発音されており、また、発音させなければならないという観点から、頭音  $ㄴ$  /  $n$  / 音、および  $ㄹ$  /  $r$  / 音は必ずそのように表記しなければならず、またそのように発音しなければならないということを強調した。これこそが、言語の現実と将来を最も正しく把握することであり、そうすることによってのみ、綴字法上の原則である表音性と体系性を完全に充足させ得るのである。とりわけ、朝鮮語綴字法は他の国の場合とは異なり、未だに確固とした伝統を有していないだけに、非合理的な伝統の惰性に引きずられることなく、最も合理的な方向にいくらかでも改革することができる有利な条件のもとにある。しかも、全ての民主改革が勝利的に完遂されている北朝鮮においては、最も正しい方向に文字の改革、綴字法の改革も図ることができるだけに、今後はひたすら以上のような理論的土台に立脚して、実践に邁進する道のみが残されている。

最後に、この論文執筆にあたり、筆者に対して懇切なるご指導ご教授を惜しまれなかった○○○○○○<sup>43</sup>に深く感謝の言葉を捧げたく思う。  
(1947年5月30日)

(『労働新聞』第134号(累計第234号)、1947年6月10日付)

## &lt;注&gt;

\*本稿は、関西大学「平成12年度学部共同研究費」の交付を受けて行なわれた研究の成果である。

- 1 南北の学者を東京に招いて行なう朝鮮古代史シンポジウム(2000年11月24日)打ち合わせのため、2000年8月に訪朝した朝鮮奨学会代表理事に対し、朝鮮民主主義人民共和国社会科学院院長は、今後南北双方の学者が直接会って共同で研究すべきであるとして、南北間で違いを見せている言語規範の研究も行なっていかなければならない

と語ったことなどは、その兆しとも言える。(朝鮮奨学会代表理事との電話インタビュー、2000年10月20日)

2 原題は「『한글 맞춤법 통일안』 중에서 改定할 몇 가지 其一 漢字語表記에 있어서 頭音ㄹ及ㄷ에 대하여」。これは『労働新聞』第131号(累計第231号、1947年6月6日)、第132号(累計第232号、1947年6月7日)、第133号(累計第233号、1947年6月8日)、第134号(累計第234号、1947年6月10日)の4回に分けて連載されており、第4回目の掲載文の最後に1947年5月30日の日付が記されている。

3 『普通学校用諺文綴字法』(1912年4月)、『普通学校用諺文綴字法大要』(1921年3月)、『諺文綴字法』(1930年2月)。このうち、『普通学校用諺文綴字法大要』は、規定3において、「漢字音の頭音がㄹ/ㄷ/ㄴのものは、発音の如何に拘らず常にㄹで書く」としている。しかし、この綴字法は形態主義表記法を採用する発展段階に至ってはならず、たとえば規定8の終声に関する規定では、「ㅏ, ㅑㅓ로, ㅕ, ㅗㅓㅓ」と書くように定めており、表音主義的である。また、漢字語の頭音[ ㄴ ]についての規定が見られないことから、規定3の漢字語の頭音ㄹ/ㄷ/ㄴ表記原則は形態主義に基づくものではなかった。

4 1947年10月に北朝鮮で金ヨンジン編『1946년9월8일에 개정한 한글 맞춤법 통일안 해설』(「1946年9月8日に改正したハングル綴字法統一案解説」)が刊行されており、その序文で「この解説は1946年4月に謄写して発行したものだが、1946年9月8日に朝鮮語学会定期総会で統一案が一部改正されたので、この解説もその改正に伴って改筆して印刷したものです」と記述されていることから確認される。(최호철「北韓綴字法の 變遷」『周時経学報』12号、1993年12月参照)

上記1946年9月8日の朝鮮語学会定期総会は南の地で開催されたものであったが、当時、北朝鮮もこれに歩調を合わせていたことがわかる。金敏洙(1973年)はこの改正に対し、間音表記(사이시옷)は1933年の最初の規定に還元したものであり、分かち書きは無難な前例を更に細分化しただけで、その(改正)内容は姑息なその場しのぎに過ぎないものだったと評している。

5 このことは、以下のような記述からも確認される。

「解放後、1947年に北朝鮮人民委員会(正確には「北朝鮮臨時人民委員会」一訳注)の決定によって組織された朝鮮語文研究会は、民族共通語の最後の完成、すなわち朝鮮語文の真の統一と発展のために、漢字撤廃と文字改革を予見する綴字法の新たな制定を、自己の当面課業の一つとして提起した。」(『朝鮮語文法』86頁、1949年)

「以上のような(新六字母の一訳注)優れた点は、過去のハングル綴字法統一案の欠陥、原則の混同性、言語および文字の本質の未把握、規定の非体系性を完全に解決したのであり、文字改革を予見する前段階として、必ず歩まなければならない問題を解決したものであり、形態主義原則で一貫した綴字法であって、もともと優秀な朝鮮

文字をして飛躍的に発展せしめたのであって、将来更に発展できるようにしたということ物語っている。」（『朝鮮語研究』第2巻第2号、54頁、1950年5月）

「文字改革は朝鮮語綴字法の基本原則の確立と、その原則においてすべてのことを一定の形態に固定させる基礎事業を前提としている。文字改革において根本的に解決すべき矛盾は、基本原則の未確立からもたらされる朝鮮語綴字法の問題である。」

（『朝鮮語研究』第1巻第8号、138頁、1949年12月）

- 6 「朝鮮語綴字法でサイピョの使用を制限することについて」（チャン チャンミョン(장장명)、『朝鮮語文』1959年第5号、57頁、1959年9月）で、『朝鮮語綴字法』（1954年）では『朝鮮語新綴字法』（1948年）で規定された「絶音符」は採用し、その名称を「サイピョ」と改め、「サイピョ」の使用範囲は『朝鮮語新綴字法』とほとんど同じ方向で規定した。ただ、漢字語に限って「サイピョ」の使用範囲が多少制限された点異なるだけであると記している。
- 7 『朝鮮語新綴字法』編纂者たちは、「（『ハングル綴字法統一案』）は用言の表記において、言語の現実には存在してもいない数多くの変格用言を規定した。」（『朝鮮語綴字法の基礎』『朝鮮語研究』第1巻第5号、朝鮮語文研究会、1949年8月）と批判し、変格用言は表記上の問題にすぎないので、新たな字母を採用して表記法を変えることによって変格用言も正格用言となしうと主張した。
- 8 『朝鮮語新綴字法』（1948年）において「新六字母」を採用したが、そのうち日変則用言解消のために適用されるはずだった新たな字母の音価は、この字母が母音に先行するとき半母音/ w /の音価を有するものとされた。これは、/ w /系上昇二重母音を表す字母の内部構成が、「横崩し書き」実施に障害となる側面を解決しうるものであった。たとえば、二重母音/ w a /を表すハングルの文字構成は/ o /と/ a /を表す二つの母音字母の組み合わせからなり、この場合の母音字母/ o /は、実際には半母音/ w /を表しているため、この状態のまま崩し書きを実施すると、二重母音/ w a /と単母音の連続/ o a /との区別がつかなくなり、混乱を生じさせることになるからであった。『朝鮮語新綴字法』で、子音字母体系の中に「新六字母」を新たに加える代わりに/ w /系上昇二重母音字（/ w a /、/ w e /、/ w o /、/ w e /）を含めなかったのは、こうした事情を反映している。そして、将来「横崩し書き」を実施する際には、この新字母は半母音/ w /を含む二重母音の表記にも適用されることになっていた。このことは、『朝鮮語新綴字法』を解説した「朝鮮語綴字法の基礎(4)」（『朝鮮語研究』第1巻第8号、89頁、1949年12月）において、「従来の“ㅏ, ㅑ, ㅓ, ㅕ”（/ w a, w e, w o, w e /）は、（中略）二つの文字が合成されたものであり、したがって字母の中に入り得なかった。しかし、文字改革（崩し横書き）以前においては、従来のようにㅏ, ㅑ, ㅓ, ㅕの文字を用いる」と説明されていることからわかる。
- その後出された『朝鮮語綴字法』（1954年）で、4つの/ w /系上昇二重母音字も朝鮮語字母として数え上げられているのは、金料奉が中心となって主張していた「新



六字母」が無視され、この理論に基づく文字改革が否定されたことを裏付けるものである。

- 9 北朝鮮の政治経済体制のもとで、人民を国家建設に動員させるためには、全人民が文字生活を営めるようにする必要があった。党と政府の一元的指導を隅々にまで貫徹させるためには、文字言語による教育、啓蒙、扇動は不可欠なものだったからである。こうした意味で、漢字使用廃止はハングルの読み書きさえ出来ない人々が過半数を占める解放直後の状況において、識字率を高めるためには他に選択の余地のない政策であったと考えられる。漢字を早期にすべての人々に修得させるだけの財政的、人的、時間的余裕はなかったからでもある。また、各種出版物において、漢字使用が1949年初めまで続けられていたことをみても、単に北朝鮮で主張されてきたような「事大主義の克服」という意味付けだけでは、漢字使用廃止政策を説明し切れないのである。

さらに、より根底的な改革の長期展望として、漢字使用廃止は「崩し横書き」という大胆な文字改革を前提としており、これは北朝鮮の解放直後の表記法改革に関する本質的議論を展開する上で、欠かせない側面である。

北朝鮮における漢字使用廃止政策は、思想的には事大主義を克服するための改革であると位置付けられている。このことを『朝鮮労働党政策史（言語部門）』は次のように記している。

「漢字は漢字語とともに、かつて封建統治者たちの事大主義ゆえに流入してきた、必要のない外来的要素であったがゆえに、わが国では朝鮮文字による人民の文字生活の単一化を妨げてきたのである。」（109頁）。

「漢字使用の廃止は、ただ文字生活においてだけではなく、朝鮮語の発展と関連するすべての分野で事大主義思想によって旧い社会から被ったよくない結果を清算するための問題だった。それは、朝鮮語において事大主義と関連した多くのものが、文字生活での漢字使用と密接に関連していたのであり、また、漢字使用において顕著に表れていたからである。」（110頁）。

また、北朝鮮における漢字使用廃止の経過について、同上書（123頁）は「1946年末、ないし1947年初からは『労働新聞（正路）』（『正路』は『労働新聞』の前身一訳注）と『勤労者』をはじめとする多くの出版物において純国文（ハングル専用文一訳注）からなる出版物が載るようになった」と記している。筆者の調査によれば、『勤労者』（北朝鮮労働党中央委員会機関誌）創刊号（労働新聞社、平壤、1946年10月25日発行）は巻頭に全文が朝鮮文字からなる「北朝鮮労働党の綱領」が掲載されており、この当時既に、漢字使用全廃の政策的方向性を有していたことがうかがえる。しかし、125頁からなるこの創刊号に掲載された他のすべての文章は、漢字が多く用いられた国漢混用文である。『勤労者』が全面的にハングル専用文に切りかえられるのは、1949年第2号（通巻第24号、1949年1月31日発行）からであって、1948年第12号（通巻第22号、1948年12月）では、10本の掲載文のうちの3本は国漢混用文となっ

ている。見出しの頁をみると、1948年第11号（通巻21号、1948年11月）までは国漢混用文だが、1948年第12号からハングル専用文になっており、この時点でハングル専用文への切り替えが明確に提起されていたと見る事が出来る。

漢字使用廃止政策は金日成によって指示されたとされ、このことは『朝鮮労働党政史（言語部門）』に次のように記されている。

「敬愛する首領金日成同志は、その後1948年2月8日に「民主朝鮮」新聞社を現地指導なさる中で、勤労人民が国の主人となった新しい社会の要求に沿って漢字使用を廃止し、新聞をはじめとするすべての出版物は純国文で書かなければならないという思想を再度明らかになさり、漢字使用の廃止を全面的に実現するにあたっては、漸次的方法に依拠しつつも、積極的に推進していくようにとお教え下さった。」（125頁）。そして、同書は「1949年初に至り、特殊な一部の出版物を除き、大部分の出版物で漢字を基本的にすべて廃棄した」（128頁）と記しているが、これは上記の『勤労者』における文字使用の状況変化とも符号する。

10 「決定書」の内容は以下の通り。

「朝鮮民族文化の建設は、長い歴史を経て発達してきた朝鮮語文によってこそなされるというのは、当然のことであるにもかかわらず、日本帝国主義者たちはこの部分においても、その侵略的本性を露骨化させ、彼らの朝鮮語抹殺政策は極端に強められていたのである。それゆえ、その組織がもっとも科学的で、音韻が豊かであることから世界に誇り得る優秀な文字であるハングルも使用を禁止され、その発展が停止していたのである。今日、民主主義自主独立国家建設の途上にあつて、科学的理念に基づいた研究を積み重ね、朝鮮語文の統一と発展を期すことは、朝鮮民族文化建設の基礎を築くことであつて、緊急に要請されているものである。北朝鮮臨時人民委員会は、朝鮮語文研究会を創設するために、以下の通り決定する。1. 朝鮮語文研究会を創設し、教育局長はこれを指導監督する。2. 朝鮮語文研究室その他の諸施設は、総務部長と金日成大学総長が責任をもって提供しなければならない。3. 朝鮮語文研究会の会員は、1947年2月5日までに教育局長と委員長がこれを選定する。4. 朝鮮語文研究会の연구원となった各級学校教員には、教授外の事業を任せない。（中略）7. 朝鮮語文研究会では漢字、横書、綴字法についての原案作成を、1947年12月末日までに完了する責任を負わなければならない。朝鮮語文典の編纂を1949年12月末までに行なわなければならない。（中略）10. 朝鮮語文研究会委員長には申龜鉉同志を任命する。」（『北朝鮮法令集』227～228頁、1947年11月、ハーバード大学燕京ライブラリー所蔵）

11 ここで言う「横書（횡서）」とは、単に従来の縦書きを横書きに変えるというだけのものではなく、「崩し横書き」のことを指している。それは、「우리글 가로 쓰기 (철자를 가로 쓰기)」(「朝鮮文字横書き(綴字を横にすること)」、『朝鮮語研究』第1巻第2号、4～11頁、1949年5月)というリ マンギョ (리 만규) の文は

「崩し横書き」を解説したものであることからわかる。「朝鮮語文研究会に賦課された事業」（『労働新聞』第237号、1947年10月9日付）で申亀鉉は、「横書問題は金料奉先生の直接的指導のもとに進められ、その印刷体原案が作成されて、いま行なわれている北朝鮮金日成大学創立1周年記念展覧会で公開して世論を調査しており、一方では活字を製作してさまざまな角度から検討しているほか、タイプライター製作の準備まで行なっている」と、当時の研究作業進捗状況を紹介している。

- 12 朝鮮語文研究会の淵源を、『朝鮮語研究』創刊号（1949年3月：133頁）に掲載された文「朝鮮語文研究会の事業展望」から知ることが出来る。この文には、「朝鮮語文研究会は1946年7月？（？も原文のまま）、当時北朝鮮人民委員会教育局の後援を得て、朝鮮語文に関心の高い何人かの有志の発起によって発足し、解放直後の混乱した朝鮮語文の整理、指導事業を展開し、綴字法の校訂、講演会の開催、出版事業を計画して一部実践に移したが、それは民間自由団体の性格ゆえに強力な組織体をなしえず、したがってこれといった成果を収め得なかった。そんななかで、その強化の必要性を感じ、1947年2月に北朝鮮人民委員会決定第175号でこれを改変し、金日成大学にその本部を置いて、申具鉉委員長長の指導のもとに、文法、綴字法、横書、漢字整理など当面する諸問題を研究したが、『朝鮮語新綴字法』の草案作成は、その中でも特記すべき事業だった」と記されており、民間団体から出発した際の困難だった様子が述べられている。

- 13 金日成大学は、北朝鮮臨時人民委員会委員長金日成、副委員長康良焜の連名で出された「北朝鮮臨時人民委員会決定第40号 北朝鮮総合大学創立에 관한件（1946年7月8日）」（『北朝鮮法令集』、226～227頁）に基づいて、北朝鮮で最初に設立された大学である。本稿の主題とは直接関係しないが、参考のため以下にその決定書の内容を紹介しておく。

「進歩的民主主義原則に依って、人民の経済と文化を建設し指導する高等技術者の養成は非常に重大な意義があるので、北朝鮮臨時人民委員会は以下の通り決定する。

1. 1946年9月1日新学期より平壤市に北朝鮮総合大学を創立する。
2. 平壤医学専門学校と平壤工業専門学校は大学に昇格させ、北朝鮮総合大学に編入させる。（中略）
5. 労働者、農民の子〇（1字欠落—訳注）で、中等学校を卒業していない者のために、大学内に3年制予備科を設置して、新入生200名を募集する。
6. 本総合大学に朝鮮解放のために日本帝国主義と闘った朝鮮民族の英雄金日成將軍の名前を附与して、「金日成大学」と称する。
7. 平安南道人民委員会に1946年7月20日以前に、以下の事業を実行することを指示する。
  - ①現在の興国工業学校、昌生商業学校、平壤師範学校と人民裁判所、及び検察所（元日本の女学校校舎）の建物は総合大学に移すこと。
  - ②1,000名ないし1,200名の学生を収容し得る学生寄宿舎として使用できる建物を指定すること。
  - ③以前日本人が所管していた料理店、旅館で1,000名の学生を収容し得る食堂用建物を指定すること。
  - ⑤教授舎宅用として、住宅50棟を指定すること。

(後略) 」。。

14 1949年12月30日に朝鮮語文研究会編纂『朝鮮語文法』が3万部刊行された。(同書奥付けに記載されている)同書序文には、「ここに公刊する『朝鮮語文法』は朝鮮民主主義人民共和国内閣第10号決定書(1948年10月2日)によって、朝鮮語文研究会が自己の課業を遂行する行程で達成した最初の成果である」と記されている。この400頁からなる『朝鮮語文法』は、『朝鮮語新綴字法』に全面的に準拠しており、「崩し横書き」は実施されていないが、新六字母と絶音符を用い、漢字語の頭音法則を廃棄した形で書かれている。そして、「新六字母」の詳細な音韻論的説明や、「新六字母」適用による変則活用の解消論が展開されている。

申亀鉉の「朝鮮語文研究会에 賦課된 事業」(「朝鮮語文研究会に賦課された事業」、『労働新聞』第237号、1947年10月9日付)によれば、『朝鮮語文法』編纂当初、「1949年度までの課業としての朝鮮語文典編纂事業は、音声論、品詞論、文章論の3篇に分け、音声論は主に金寿卿先生を中心として研究途上であり、文章論は申亀鎮、朴宗軾のお二人によって研究が進められているところである。品詞論は音声論、文章論研究の結果を待って研究に着手する腹案を抱いている。」と、執筆分担状況が記されている。

なお、上記「朝鮮民主主義人民共和国内閣決定第10号 朝鮮語文研究会에 關한 決定書(1948年10月2日)」(『朝鮮民主主義人民共和国内閣公報 1948年』151頁、朝鮮民主主義人民共和国内閣事務局編纂、1949年3月30日、米国国立公文書館所蔵)の内容は以下の通りである。

「朝鮮語文の統一と発展の為の研究事業を一層強化する為に、内閣第4次会議は次の通り決定する。1. 教育省に朝鮮語文研究会を置く。2. 朝鮮語文研究会内に専門研究委員会を1948年10月15日までに組織することを李克魯同志に委任する。3. 研究委員として選定された各級学校国語担当教員には、授業以外の仕事を一切受け持たせず、研究に対する便宜を積極的に図るよう措置することを教育相に委任する。4. 朝鮮語文研究会は朝鮮語文法教科書と朝鮮語辞典を1949年12月末までに公刊すること。5. 朝鮮語文研究会に朝鮮語文の研究に必要な参考資料の蒐集、及び整理のために、若干名の人員を置くことができる。6. 北朝鮮臨時人民委員会決定第175号は、○(一字欠落。「これ」?一訳注)を廃止する。」

この内閣決定第10号にもとづいて教育省に朝鮮語文研究会が移管されることになったが、『朝鮮語研究』創刊号(1949年3月)の李克魯による「創刊辞」の後に掲載されたリ マンギュの巻頭の文章「国文研究団体の沿革」(9頁、1949年3月)によれば、移管されたのは1948年11月のことだった。なお、この文で次のように朝鮮語文研究会の位置付けがなされている。「昨年11月に既に組織された北朝鮮語文研究会に南朝鮮の語学者たちが参加して拡大された語文研究会は、南北朝鮮を統一した人民共和國政権の下にできたものである。(中略)この語文研究会は人民共和國教育省の委任

を受けた国家の機関であり、この語文研究会の成案は国家の成案となるのである。」

(下線は固有名詞を表示するもので、原文通り) ここで注目すべき問題は、「語文研究会の成案は国家の成案となる」というくだりである。特に、1950年に朝鮮語文研究会から出版された『朝鮮語綴字法』が、果たして国家の成案として扱われていたのかという点については、考察をして見なければならぬ重要な問題が残されている。なお、金炳濟(김 병제)の「解放後15年間の朝鮮言語学の発展」(『朝鮮語文』1969年第4号、7頁)によれば、朝鮮語文研究会はその後朝鮮戦争中に「政治経済学アカデミア」に移管され、1952年12月に朝鮮民主主義人民共和国科学院が創設されると、「科学院朝鮮語 吳 朝鮮文学研究所」に改編され、さらに1958年には「言語文学研究所」に統合されている。

15 『主体思想에 基礎한 言語理論』195頁、社会科学出版社、1975年、平壤。

16 同上書、196頁。

17 解放直後の文盲者数については、次のような記述が見られるが、その数の根拠となる資料は明らかでない。

「日帝の民族文化抹殺政策によって残された2,309,089名の文盲を急いで退治する問題は、全社会的な重要課題として提起された。」(「解放後三年間の北朝鮮教育事業」、『旬刊北朝鮮通信』No. 39 (1948年8月中旬号)、15頁、北朝鮮通信社、平壤)

「解放当時、日本軍国主義者たちは、わが北朝鮮だけでも230余万名の文盲を残しました。(『金日成著作集』、第2巻、1954年版、221頁)」(『朝鮮労働党政策史(言語部門)』、82頁~83頁)

18 「1933年の全朝鮮の文盲率は76.1%で、男百人中63人が文盲であり、女は実に89人を数えていた。(中略)しかし、今日、北朝鮮の文盲は急激に減少し、現在10%を割り、文盲一掃を目標とする文盲退治突撃運動が盛んに展開されている。」(「文盲退治外 그 展望」(文盲退治とその展望)、『旬刊北朝鮮通信』1948年1月中旬号、6頁、1948年1月11日、平壤)

19 北朝鮮臨時人民委員会決定第119号「北朝鮮臨時人民委員会第3次拡大委員会の金日成委員長の「北朝鮮民主選挙の総括と人民委員会の当面課業」に対する決定書」(1946年11月26日、米国立公文書館所蔵、謄写版印刷)にも、次のように記されている。「7. 民族文化発展のため、更に力強くすべての政策を立てるであろうし、人民教育機関の事業をさらに向上させるために教員たちを再教育し、学生たちに対する思想意識上の改変のための教育を強力に進めるだろう。冬期の農閑期を利用して、文盲退治運動を大汎に展開するであろうし、成人学校を拡大増加させるだろう。」

なお、この後成人教育の整備が行なわれ、「北朝鮮成人教育 吳 職場教育体系에 關한 規則」(北朝鮮人民委員会委員長金日成批准、教育局(韓雪野教育局長)命令第1号、1947年4月8日)(『北朝鮮法令集』、225頁)の「第1章 成人教育体

系」では、次のように決定されている。

「第1条 ハングル学校の修業期間は4箇月とし、入学者は文盲者を原則とする。第2条 成人学校は2年制とし、第1学年入学者はハングル学校修了者、及びこれと同等の実力を有する成人とする。第3条 成人中学校は3年制とし、第1学年入学者は成人学校卒業生、またはこれと同等の実力を有する成人とする。第4条 成人学校卒業生の資格は人民学校卒業生と同一であり、成人中学校卒業生の資格は初級中学校卒業生と同一である。」

20 『朝鮮労働党政策史（言語部門）』、95頁参照。なお、この「冬期農村文盲退治運動」の後の状況については、次のような報告がなされている。

「1947年12月から今年（1948年一訳注）3月末まで展開された文盲退治突撃運動は、もっとも輝かしい成果を上げ、951,620名の文盲を退治した。」（「解放後三年間斗北朝鮮教育事業」、『旬刊北朝鮮通信』No.39（1948年8月中旬号）、15頁、北朝鮮通信社、平壤）

「日本帝国主義の愚民化政策は、北朝鮮だけでも成人200万人の文盲を残した。この日帝が残した酷い結果に対する闘争は文化課題の中でもっとも大きなものとして、解放朝鮮に課せられていたのである。そして、全人民的な熱意をもって北朝鮮の至るところにこれを退治するハングル学校（한글학교）が次々と設立され、短期間のうちにその数は6万余校に達し、1948年3月末までにすでに3百万名の文盲を退治することに成功した。いまや、残った文盲を今年の末までに完全に退治する諸般の対策が樹立され、現在も遂行され続けている。」（「해방후 3년간 북조선 문화발전에 대하여」（「解放後3年間の北朝鮮文化発展について」）（韓雪野、『朝鮮文化』第5号、1948年8月）。

「文盲退治事業は今年に入って全人民の至大な熱誠でもって、7月末までにすでに1,103,416名（年間計画の103%）を退治し、解放後3年間の退治累計2,271,881名の膨大な数に達し、現在残存している文盲の85パーセントにあたる118,147名がハングル学校で教育を受けており、来年北朝鮮で文盲一掃を期している。」（『새조선』（「新朝鮮」）、第1巻9号、33頁、1948年12月、国立人民出版社）

「解放後3年間に2,377,734名の文盲を退治した。」（ナム イル（남 일）「人民教育發展과 全般的義務教育實施을 위한 準備事業에 대하여」『勤労者』2号、13頁、労働党新聞社、1949年1月31日）

なお、それ以前の時期における識字運動の状況は、次のように記されている。

「1946年度に文盲退治のための成人学校16,178箇所が設立され、受講者総数が556,000名に達していました。そのほかにも、高級成人学校44箇所が設置され、学生3,000名が授業を受けています。（1947年2月19日「1947年度北朝鮮人民経済発展に関する報告」（金日成選集1巻、1955年版、344頁）」（「わが民族語を固守し、正すことに関する金日成同志の教示学習資料」『朝鮮語文』1962年3号、5頁）。

21 「朝鮮語学者としての金料奉先生一先生の誕生60周年を迎えて」（『朝鮮語研究』第1巻、第3号、3頁、7頁）において、金寿卿は『朝鮮語新綴字法』発表までの経緯を、次のように紹介している。「1947年12月26日、北朝鮮労働党中央委員会で、そして1948年1月9日、金日成大学で朝鮮語新綴字法に関する先生（金料奉一訳注）の理論を発表なされ、同年1月15日、朝鮮語文研究会の『朝鮮語新綴字法』正式発表時には、大学教授および各界人士の前で、先生の「文字改革案」に関して報告をなさいました。」「この先生の理論を具体化させたのが朝鮮語文研究会の『朝鮮語新綴字法』で、部分的にすでに実施されており、全般的にも近いうちに実施される予定のものであります」ところで、『旬刊北朝鮮通信』No. 20（1948年2月上旬号、北朝鮮通信社発行、1948年2月1日発行）の「国内日誌」欄1月15日の箇所では、「朝鮮語文研究会主催で、訓民正音504周年記念報告大会で「新綴字法」正式発表」と記されているが、詳細な年表である民主朝鮮社（1948年10月）には、1月9日の項に「金日成大学特別会議室で「朝鮮語新綴字法」について金料奉先生特別報告」と書かれているだけで、なぜか1月15日の「正式発表」に関する記載が見られない。なお、『朝鮮労働党政策史（言語部門）』（225頁）によれば、『朝鮮語新綴字法』発表前日の1月14日、金日成は総合大学歴史文学部の教員たちに対し、「朝鮮語を正しく教えるために正書法を整理して、統一的な文法規範などを早期に研究しなければならないとお教えになり、朝鮮語の規範化事業を強力に進めることについての戦闘的な課題を与えられた」とされる。

22 頭音法則廃棄が政策的に貫徹され始めた時期については、1954年の『朝鮮語綴字法』公布以後のことだとする、以下のような誤まった見解がいまも広く流布されている。

「1954年、北朝鮮で『朝鮮語綴字法』を制定・公布することによって、南北の表記法が異なるようになった。」（朴甲洙「南北韓의 言語差異와 그 統一政策」『南川朴甲洙停年退任紀念論文集』、424頁、図書出版月印、1999年）（この論文は、1998年7月20日にベルリンのInternational Conference of the Intercultural Research Foundationで発表されたもの）

「1945年から1954年までの約10年間は、南北朝鮮がともに『ハングル綴字法統一案』に依拠して言語政策を施行していた時代だったので、特別な相異はなかった。しかし、1954年に至ると、『ハングル綴字法統一案』の修正案である『朝鮮語綴字法』を制定、公布して、解放10年後に言語上の南北分岐という悲しい事態を醸し出したが、……………」。（『우리 말본의 이해』、ハチグン(하 치근)、65頁、韓国文化社、1999年）

「ところで、北朝鮮では1954年以降、これらの漢字音は語頭でも語中と同じく、上段に示したように n や r として発音する政策をとってきた。いいかえれば元来の「頭音法則」を廃棄したわけである。」（渡辺吉鎔『韓国言語風景』、161頁、岩波

新書、1996年)

上記のようなあやまった見解は、北朝鮮の資料が入手しがたく研究が不充分だった時代の遺物であるといえよう。しかし、韓国ではもちろんのこと、日本でも早くから、「朝鮮民主主義人民共和国では1948年に<新綴字法>を制定して語頭に[r]を表記するなど独自の方向を打ち出し、……(大江孝男)」(『朝鮮を知る事典』、283頁、平凡社、1986年)といった紹介がなされていることから、渡辺の記述などは不勉強な所作に過ぎない。

- 23 たとえば、高等中学校1年用教科書の『国文』（北朝鮮人民委員会教育局、1948年5月15日）の表記法は『ハングル綴字法統一案』に従っており、高永根は「1948年5月15日であれば、『新綴字法』に従って語頭に‘ㄹ / r /、ㄴ / n /’を表記することも出来たはずなのに、全く反映されていない」とし、また、「労働者」も노동자 / n o - t o r j - t s a / と表記されていると指摘している。しかし、その後出された教科書である『国語』（人民学校4年生用、教育省、1949年9月30日）、『国語』（人民学校5年生用、教育省、1949年12月2日）、『国語文法』（人民学校2年生用、教育省、1949年7月25日）などでは、漢字語における頭音法則を廃棄した表記法になっているという。
- 24 民主青年社、平壤、1948年5月。
- 25 1946年10月25日発行、労働新聞社。
- 26 たとえば、朝鮮共産党北朝鮮分局のピラ「三八을 記念하면서 朝鮮女性에게 告함」(1946年3月8日)には「녀성, 녀자, 로동, 로력, 리익」(女性、女子、労働、労力、利益)、朝鮮共産党平安南道委員会のピラ(1946年5月1日)には「로동절, 로동계급, 로동자」(労働節、労働階級、労働者)、「北朝鮮土地改革에 対한 法令」(北朝鮮臨時人民委員会、1946年3月5日)では、「력사, 리용, 리익, 립시인민 위원회」(歴史、利用、利益、臨時人民委員会)などの頭音法則を廃棄した表記が見られる。また、『朝鮮臨時政府의 創設에 対한 問題에 關하여 其他』(人民出版社、1946年8月30日、平壤)では、「이익, 역사, 임시정부」(利益、歴史、臨時政府)などの頭音法則が働いた表記とともに、「조선로력대중, 립시정부, 리용, 련합」(朝鮮労力大衆、臨時政府、利用、連合)などの頭音法則を廃棄した表記も見られる。
- 27 어린이新聞社、平壤、1947年7月10日。
- 28 「朝鮮語學者로서의 金料奉先生一先生の 誕生60周年을 맞이하여—」(『朝鮮語研究』第1巻第3号、1949年6月)で、金寿卿は「金料奉先生の理論体系は実に周時経先生の学説をもう一度質的に飛躍發展させたものです。この先生の理論を具体化したものが朝鮮語文研究会の「朝鮮語新綴字法」で、部分的に既に実施されており、全般的にも近いうちに実施される予定のものです」と書いている。また、金料奉は1948年11月1日、平壤師範大学で開かれた朝鮮語文研究会専門委員総会で「朝鮮語文研究会の性格に關して」話したと書かれている(同上書、4頁)。朝鮮語文研究会が



教育省に移管（1948年11月）される時点での談話なので、朝鮮語文研究会の有する言語政策遂行上の権限についても触れられていると思われるが、詳細はわからない。

- 29 『朝鮮語研究』第1巻第6号（1949年9月）掲載の「『朝鮮語新綴字法』에 대한 方向」という記事で、朝鮮語文研究会医学用語分科委員会のリイクファン（리익환）は、「これ（『朝鮮語新綴字法』－訳注）を支持する」と書いていることから、国家的統制力で全面的に施行される段階にはなかったことがわかる。
- 30 『朝鮮語研究』第1巻第7号（1949年10月、110頁）の「新刊案内」欄に、「朝鮮語文研究会著 朝鮮語新綴字法、四六版 約60頁 発行期日10月30日。これは既に『朝鮮語研究』第5号でお知らせしたように、国会第10次専門研究委員会で慎重に審議検討した結果、正当であることが確認され、採択されたものである」と記されている。しかしながら、筆者の調査によれば、『朝鮮語研究』第5号のみならず、第1号から第6号のいずれにも、このような記述が見当たらない。それはともかくとして、この「新刊案内」文によれば、『朝鮮語新綴字法』は朝鮮語文研究会の「第10次専門研究委員会」で採択されたことに言及されているだけで、党や政府レベルでの承認・採択がなされたという事実は見出されない。この案内では「約60頁」と書かれており、また価格表示もないことから、この時点では最終的な冊子の形態が出来上がっていないかかったものと思われる。『朝鮮語研究』第2巻第3号（1950年6月号、）の巻末には「4・6版 54頁 8ウォン」と明記された「図書案内」が載せられている。高永根（1994年：123頁）によれば、『朝鮮語新綴字法』は1950年4月に「正式に」冊子の形で刊行されたものだが、この「正式に」という表現が意味するところは、おそらく1948年に『朝鮮語新綴字法』が発表された際は謄写版で刷られたものであったのに対して、1950年のものは活字印刷による冊子として一般に販売される形をとっていることを指しているのだろう。
- 31 例えば、『朝鮮労働党政策史（言語部門）』（228頁）では次のように批判している。「反党宗派（分派）分子たちは我が党の言語政策に露骨に反対しながら、彼らの地位を悪用して新たな「6字母」を含む「新綴字法」を人民に押し付けようと悪辣に策動した。我が党はこれらの者たちが持ち出した「6字母」説の反動的本質を批判暴露し、革命の偉大な首領金日成同志の言語規範化思想を徹底して固守し、金日成同志がお教え下さった教示を徹底して貫徹した。」
- 32 『朝鮮語研究』第1巻第5号（1949年8月）、同第6号（1949年9月）、同第7号（1949年10月）、同第8号（1949年12月）
- 33 『朝鮮語綴字法解説教員用』、35頁。
- 34 리세ヨン(리세용)「標準發音法과 그 規範을 違反하는 原因」『말과 글』1961年2号、7頁、科学院出版社、1961年2月。
- 35 『말과 글』1961年2月号、6頁、科学院出版社、1961年2月。
- 36 東北3省朝鮮語文事業小組弁公室編、延辺人民出版社、1985年7月、延吉。

- 37 『「朝鮮語規範集」解説』、7頁～8頁。
- 38 『中国에서의 朝鮮語의 發展과 研究』、45頁。
- 39 「南北朝鮮間の言語問題」『言語帝国主義とは何か』、354頁。
- 40 さらに『統一案』を批判する第二、第三のテーマによる論文が掲載された否かについては未確認。
- 41 金寿卿論文を日本語に翻訳するにあたり、ハングルで記された音素表示と発音表示の部分に、筆者がそれぞれ / /、[ ]内に音素表記、音声表記を付け加えた。従って、/ /、[ ]の部分は原文には記されていない。
- 42 正しくは1940年6月25日に完成し、1941年1月15日に朝鮮語学会から発行された。
- 43 訳者の手元にあるコピーでは約6文字分に相当する部分が読み取れないが、「金料奉先生님」に謝意を述べた部分だと思われる。